

# 第100期 定時株主総会 招集ご通知

開催  
日時

2026年3月31日（火曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催  
場所

埼玉県本庄市沼和田961番地  
サンデンコミュニケーションプラザ  
（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）

決議  
事項

- 第1号議案 取締役8名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
- 第4号議案 定款一部変更の件

郵送またはインターネット等による議決権行使期限



2026年3月30日（月曜日）  
午後5時30分まで

## 目次

・ごあいさつ .....	2
・第100期 定時株主総会招集ご通知 .....	3
・議決権行使方法のご案内 .....	5
・株主総会参考書類 .....	7
・事業報告	
①当社グループの現況 .....	28
②会社の現況 .....	33
・計算書類等 .....	45
・監査報告書 .....	74
・ご参考	
TOPICS .....	80
持続可能な社会の実現に向けて .....	82
・株式についてのご案内 .....	83

書面交付請求された株主様には、法令及び当社定款第16条に基づき電子提供措置事項から一部を除いた書面をご送付しております。ご送付している書面の頁番号、項番、参照頁の記載は電子提供措置事項と同一となっておりますので、ご了承ください。

知を以て開き、  
和を以て豊に

創業の精神「知を以て開き 和を以て豊に」とは「知力により開発・開拓し、みんなで力を合わせ繁栄しよう」という意味です。

当社グループおよび社員は、創業以来、この「創業の精神」をグローバルで実践し、取り組んでまいりました。

これからも、この「創業の精神」を今まで以上に大切にし、持続可能な成長に向けて行動してまいります。

## ごあいさつ

---

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

当社第100期（2025年1月1日～2025年12月31日）定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶を申し上げます。

第100期は、中期経営計画「SHIFT2028」（2024-28年度）の2年目として、業績面におきましては2021年以来4年ぶりに親会社株主に帰属する当期純利益を黒字化することができました。

これも、株主の皆様のご理解、ご支援の賜物であり、厚くお礼申し上げます。

当社グループは、大転換期を迎えている自動車業界において、NEV（新エネルギー車）市場に焦点を当て、常にカスタマーファーストの視点で、電動コンプレッサーの製品力を軸に、競争力と柔軟性を兼ね備えた統合熱マネジメントシステムソリューションの提供を進めております。

このような事業環境の変化に対応し、持続的な成長を実現するため新たに、

Vision：安心と快適をドライブする熱マネジメント技術のリーディングカンパニーへ

Mission：人と地球が調和する未来のために革新の技術で“快適解”に挑み続けるを策定しました。挑戦と改革の企業文化を原動力に、将来の企業価値向上への取り組みを加速してまいります。

また、中期経営計画「SHIFT2028」では、コンポーネントサプライヤーからフルソリューション・システム・サプライヤーへの変革を明確に位置づけています。エリア戦略の推進、製品力・技術力の強化、そしてそれを支える経営基盤の強化を通じ、持続的な成長を実現してまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



2026年3月

代表取締役 社長執行役員

徐 湛

株主各位

証券コード 6444  
電子提供措置の開始日2026年3月9日  
発信日2026年3月13日  
群馬県伊勢崎市寿町20番地  
**サンデン株式会社**  
取締役 副社長執行役員 小林 英幸

## 第100期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第100期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定によりインターネット上の当社ウェブサイト「第100期 定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



当社ウェブサイト <https://www.sanden.co.jp/ir/event/meeting.html>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができます。お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述の案内に従って2026年3月30日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1 日 時 2026年3月31日(火曜日) 午前10時 (受付開始：午前9時30分)

2 場 所 埼玉県本庄市沼和田961番地  
**サンデンコミュニケーションプラザ**  
(末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。)

### 報告事項

1. 第100期(2025年1月1日から2025年12月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第100期(2025年1月1日から2025年12月31日まで)計算書類報告の件

## 3 目的事項

### 決議事項

第1号議案 **取締役8名選任の件**

第2号議案 **監査役1名選任の件**

第3号議案 **取締役(社外取締役を除く)に対する業績連動型譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件**

第4号議案 **定款一部変更の件**

## 4 議決権行使に関する事項

1. 郵送とインターネットの両方により重複して議決権を行使された場合、インターネットにより行使されたものを、有効な議決権行使とさせていただきます。
2. インターネットにより複数回議決権を行使された場合、最終のものを有効な議決権行使とさせていただきます。
3. 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合には、会社提案につき賛成として取り扱わせていただきます。

以上

### 修正が生じた場合について

- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当該電子提供措置事項を掲載している各ウェブサイトへ修正内容を掲載させていただきます。

 **当社ウェブサイト**

<https://www.sanden.co.jp/ir/event/meeting.html>

サンデン 株主総会 **検索**



# 議決権行使方法のご案内

議決権行使には、以下の3つの方法がございます。

## 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

開催日時 ➔ **2026年3月31日（火曜日）午前10時**（受付開始：午前9時30分）

## 株主総会へご出席されない場合



### 郵 送

議決権行使書用紙に議案に対する賛・否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 ➔ **2026年3月30日（月曜日）午後5時30分到着分まで**



### インターネットによる議決権行使

▶ 詳細は次頁をご覧ください。

#### (1) スマートフォンをご利用の方（「スマート行使」によるお手続き）

同封の議決権行使書用紙に記載されたQRコードを読み取り、画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

#### (2) パソコンをご利用の方（「議決権行使サイト」によるお手続き）

議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」をご入力いただき、画面案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

📄 **議決権行使サイト**：<https://www.web54.net>

行使期限 ➔ **2026年3月30日（月曜日）午後5時30分まで**

#### 機関投資家向け議決権電子行使 プラットフォームについて

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使することができます。

# インターネットによる議決権行使のお手続きについて

## (1) スマートフォンをご利用の方 （「スマート行使」によるお手続き）

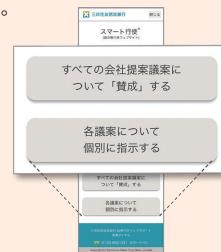
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく  
議決権行使サイトにログインすることができます。

### 1 議決権行使書用紙右下に記載の QRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソー  
ウェブの登録商標です。



### 2 以降は画面の案内に 従い賛否をご入力 ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが下記(2)の議決権行使サイトへアクセスしてください。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへアクセスできます。

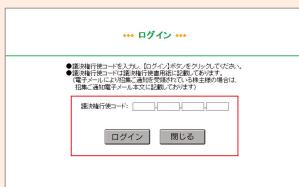
## (2) パソコンをご利用の方 （「議決権行使サイト」によるお手続き）

議決権行使サイト：<https://www.web54.net>

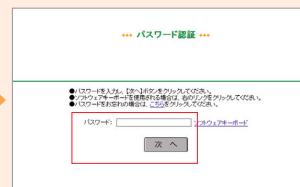
### 1 議決権行使サイトへアクセスし、 「次へ進む」をクリック



### 2 お手元の議決権行使書用紙に記載 された「議決権行使コード」を入力 し、「ログイン」をクリック



### 3 お手元の議決権行使書用紙に記載 された「パスワード」を入力し、 「次へ」をクリック



以降は画面の案内に従って  
賛否をご入力ください。

## ご注意事項

- 議決権行使は、2026年3月30日（月曜日）午後5時30分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
- 郵送とインターネットの両方より重複して議決権を行使された場合、インターネットにより行使されたものを、有効な議決権行使とさせていただきます。
- インターネットにより複数回議決権を行使された場合、最終のものを有効な議決権行使とさせていただきます。
- パスワードはご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従いお手続きください。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル  0120-652-031 受付時間 午前9時～午後9時

## 第1号議案 取締役8名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員（8名）は、任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会出席回数
1	<span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">再任</span> <small>シュ</small> 徐 <small>ジャン</small> 湛	代表取締役 社長執行役員 指名・報酬委員会委員	100% 3回/3回※
2	<span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">再任</span> <small>ユ</small> 于 <small>ジイ タオ</small> 芝 涛	取締役	58.3% 7回/12回
3	<span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">新任</span> <small>ジャン</small> 張 <small>ハー</small> 賀	—	—
4	<span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">新任</span> <small>ソン</small> 孫 <small>カ エ</small> 佳 慧	監査役	83.3% 10回/12回
5	<span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">再任</span> <small>こば やし</small> 小林 <small>ひで ゆき</small> 英 幸	取締役副社長執行役員 総務・法務・安全衛生・環境・社内広報管掌 兼 豪・アジア事業統括	100% 12回/12回
6	<span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">再任</span> <small>キョ</small> 巨 <small>トン エイ</small> 東 英 <span style="border: 1px solid green; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid orange; padding: 2px;">独立</span>	社外取締役 指名・報酬委員会委員 特別委員会委員長	91.7% 11回/12回
7	<span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">新任</span> <small>ティアン</small> 田 <small>チャン チン</small> 長 青 <span style="border: 1px solid green; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid orange; padding: 2px;">独立</span>	—	—
8	<span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">新任</span> <small>リ</small> 李 <small>ミン</small> 明 <span style="border: 1px solid green; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid orange; padding: 2px;">独立</span>	—	—

新任 新任取締役候補者 再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 独立役員候補者

※2025年10月10日に就任後の取締役会出席回数を記録しております。

(ご参考) 取締役候補者の専門性と経験 (スキルマトリックス)

候補者 番号	氏名	専門性と経験						
		企業経営 経営戦略	技術 製造品質	財務 会計	営業 CS	国際事業	人材開発 社会性向上	内部統制 ガバナンス
1	徐 湛	○	○	○		○	○	○
2	于 芝涛	○	○	○	○	○	○	○
3	張 賀	○	○			○	○	○
4	孫 佳慧	○		○		○	○	○
5	小林 英幸	○	○		○	○	○	○
6	巨 東英	○	○			○	○	
7	田 長青		○			○	○	
8	李 明	○	○			○	○	

取締役在任期間

6か月

所有する当社の株式数  
(うち、株式報酬制度に  
基づく交付株式の数)

0株 (0株)

取締役会への出席状況

100% (3回/3回)

# 1 徐 湛

1977年11月14日生 (満48歳)

再任

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2007年8月	ハイセンスKELON (広東) 空調会社 経営管理部、総合管理部 部長	2018年10月	青島ハイセンス通信会社 総経理、ハイセンス電子情報集団 副総裁、ハイセンスグループ会社 管理推進部 副部長
2012年6月	同社 順徳工場総経理	2021年10月	ハイセンス冷蔵庫会社 副総裁、製造センター 総経理
2015年8月	ハイセンス (山東) 空調会社 総経理補佐、ハイセンスグループ会社 購買管理部 副部長	2022年11月	当社 副社長執行役員 (SCM・品質 兼 日本事業統括)
2016年1月	ハイセンス (山東) 空調会社 副総経理、製造センター 総経理、ハイセンスグループ会社 購買管理部 副部長	2025年8月	当社 社長執行役員
2018年5月	青島ハイセンス通信会社 副総経理、ハイセンスグループ会社 購買管理部 部長	2025年10月	当社 代表取締役 社長執行役員 (現任) 当社 指名・報酬委員会委員 (現任)

## ■ 取締役候補者とした理由

徐湛氏は、機械製造技術と設備の学士号を持ち、ハイセンス (山東) 空調会社の副総経理、青島ハイセンス通信会社の総経理、ハイセンス冷蔵庫会社の副総裁などを歴任してきました。また、2022年11月より当社のSCM・品質 兼 日本事業統括副社長執行役員として、社内および取引先との横断的な調整を行い、関係性を強化したうえで、戦略的な意思決定を迅速かつ的確に推進しました。その結果、当社の事業運営の効率化と最適化を成功に導きました。同氏は長年にわたって会社の経営に携わり、戦略の策定と実行に高い能力を持ち、戦略的運営、人事、購買管理、計画管理、生産製造、工場運営などの分野でも非常に豊富な経験を持っています。また、中長期的な会社の発展を重視し、着実な成果を創出するための科学的アプローチを堅持し、迅速な意思決定をすることができる人材であります。その優れた能力と経験を十分に生かして、当社グループの意思決定を迅速かつ的確に実施し、取締役としての監督責任を果たすとともに、企業成長のための優秀な人材の選抜と育成を行うことができる人材と判断し、取締役候補者としての選任をお願いするものです。

取締役在任期間  
3年

所有する当社の株式数  
(うち、株式報酬制度に  
基づく交付株式の数)  
0株 (0株)

取締役会への出席状況  
58.3% (7回/12回)

## 2 于 芝涛

1976年4月6日生 (満49歳)

再任

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1998年7月	青島海信通信有限公司研究センター エンジニア	2016年4月	海信視像 副総経理 兼 青島海信媒体ネットワーク技術有限公司 総経理
2005年5月	青島海信移動技術有限公司 副総経理	2017年3月	聚好看科技股份有限公司 総経理
2008年4月	青島海信媒体ネットワーク技術有限公司 総経理補佐、副総経理	2019年1月	海信視像 総経理
2014年1月	青島海信電器股份有限公司(現在は海信視像科技股份有限公司に改称、以下「海信視像」と略称) 総経理補佐	2023年2月	聚好看科技股份有限公司 総経理 海信集団控股股份有限公司 常務副総裁
2015年4月	青島海信通信有限公司 常務副総経理	2023年3月	海信視像 董事長 (現任)
		2023年7月	当社 取締役 (現任)
		2023年7月	海信集団控股股份有限公司 総裁
		2024年10月	海信集団控股股份有限公司 最高経営責任者 (現任)

### (重要な兼職の状況)

海信集団控股股份有限公司 最高経営責任者  
海信視像科技股份有限公司 董事長

### ■ 取締役候補者とした理由

于芝涛氏は、研究開発技術および経営管理経験が豊富で、1998年に入社し、研究開発、技術および経営管理に従事し、長年にわたり多くの会社の総経理を務めてきました。現在、海信集団の最高経営責任者、海信視像科技股份有限公司の董事長として経営に従事しています。

会社経営管理の面では、会社の戦略を正確に把握し、市場、製品、技術を重視し、戦略策定と実行の能力が高く、革新的技術と革新的経営で推進する能力を有しています。

同氏は会社の取締役として、個人の能力と経験を最大限に発揮し、決議の実行に責任を持って取り組み、会社のために優秀な人材を選抜・育成し、監督機能を適切に果たすことができる人材と判断し、取締役候補者として選任をお願いするものです。

## 取締役在任期間

—

所有する当社の株式数  
(うち、株式報酬制度に  
基づく交付株式の数)  
0株 (0株)

## 取締役会への出席状況

—

3 <sup>ジャン</sup>張 <sup>ハー</sup>賀

1985年1月26日生 (満41歳)

新任

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2008年8月	青島海信日立空調システム有限公司 評価主任	2023年11月	海信集团控股股份有限公司 最高情報責任者 (CIO)、スマート製造推進部 総経理
2017年4月	青島海信日立空調システム有限公司 完成品品質部総経理	2025年1月	海信集团控股股份有限公司 最高情報責任者 (CIO)、製造センター総裁、デジタル品質センター総経理
2020年8月	青島海信日立空調システム有限公司 製造センター総経理	2025年9月	海信集团控股股份有限公司 最高情報責任者 (CIO)、デジタル品質センター 総経理 (現任)
2021年1月	青島海信日立空調システム有限公司 副総裁兼紀律検査委員会書記		

## (重要な兼職の状況)

海信集团控股股份有限公司 最高情報責任者 (CIO)、デジタル品質センター 総経理

## ■ 取締役候補者とした理由

張賀氏は、IT・情報管理およびスマート製造分野において豊富な経験を有しており、これまで海信グループおよびその子会社において、最高情報責任者 (CIO)、スマート製造推進部総経理、製造センター総裁、デジタル品質センター総経理など、数多くの重要な役職を歴任してまいりました。

企業IT、製造および品質管理の各分野において実務経験を豊富に積み重ねており、会社に対して有効なリーダーシップおよび意思決定支援を提供できる人材であります。

また、最高情報責任者 (CIO) としては、卓越した統括管理能力とリーダーシップを十分に発揮し、企業の安定的かつ持続的な成長を力強く推進してまいりました。

その優れた能力と経験を十分に生かして、当社グループの意思決定を迅速かつ的確に実施し、取締役としての監督責任を果たすとともに、企業成長のための優秀な人材の選抜と育成を行うことができる人材と判断し、取締役候補者としての選任をお願いするものです。

取締役在任期間

—

所有する当社の株式数  
(うち、株式報酬制度に  
基づく交付株式の数)  
0株 (0株)

取締役会への出席状況  
83.3% (10回/12回)

## 4 <sup>ソン</sup>孫 <sup>カ</sup>佳 <sup>エ</sup>慧

1988年9月11日生 (満37歳)

新任

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2012年2月	TMF GROUP 会計士補佐	2020年6月	海信集团控股股份有限公司 経営・財務管理部 経営管理部部長
2012年10月	天職国際会計士事務所 監査員		
2014年9月	海信集团有限公司 監査部 監査士	2021年1月	海信集团控股股份有限公司 経営・財務管理部 副総経理
2017年8月	海信集团有限公司 経営・財務管理部 経営分析経理	2021年6月	当社 監査役 ※3月30日辞任予定
2018年7月	海信電子情報グループ公司 経営・財務管理部経営分析経理	2024年11月	海信集团控股股份有限公司 経営・財務管理部 財経管理総監
2019年1月	海信視像科技股份有限公司 経営・財務管理部 副総経理	2025年5月	海信集团控股股份有限公司 最高財務責任者 (CFO)、財務センター総経理 (現任)

### (重要な兼職の状況)

海信集团控股股份有限公司 最高財務責任者 (CFO)、財務センター総経理

### ■ 取締役候補者とした理由

孫佳慧氏は長年にわたって監査、財務および経営分析の業務に従事し、各分野で幅広い知識と経験を有しています。2014年にHisenseグループに入社し、2019年に海信視像科技股份有限公司 経営・財務管理部副総経理に就任、2021年に海信集团控股股份有限公司 経営・財務管理部副総経理を務め、また、2021年6月からは、当社の監査役として、財務の視点から会社の監査および経営に貢献しました。

同氏は、その優れた能力と経験を十分に生かして、当社グループの意思決定に参画し、取締役としての監督責任を果たすとともに、持続的な企業成長のための経営管理を行うことができる人材と判断し、取締役候補者としての選任をお願いするものです。

※孫佳慧氏は、親会社グループであるハイセンスグループ内部の人事調整により、3月30日に監査役を辞任する予定です。

取締役在任期間

6年9か月

所有する当社の株式数  
(うち、株式報酬制度に  
基づく交付株式の数)

15,411株 (9,411株)

取締役会への出席状況

100% (12回/12回)

5 <sup>こ ばやし</sup>小林 <sup>ひで ゆき</sup>英幸 1967年4月26日生 (満58歳)

再任

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年4月	当社入社	2020年4月	取締役 常務執行役員
2012年9月	コンプレッサー事業工場 事業工場 長		コーポレート戦略管掌 兼 広報・ SDGs管掌 兼 経営企画室長
2013年6月	コンプレッサー事業部 副事業部長	2021年6月	取締役 副社長執行役員 (現任)
2015年4月	サンデン・オートモーティブコンポ ーネント株式会社 事業本部 商品戦略部長	2021年11月	当社 総務・法務・戦略経営・事業 革新管掌
2016年1月	経営企画室 事業戦略部長	2022年3月	当社 特別委員会委員
2017年6月	執行役員 経営企画室長	2022年11月	当社 総務・法務・社内広報 兼 豪・アジア事業統括
2019年6月	取締役 常務執行役員 経営戦略本部長 兼 事業開発管掌	2025年3月	当社 総務・法務・安全衛生・環 境・社内広報管掌 兼 豪・アジア事 業統括 (現任)

## ■ 取締役候補者とした理由

小林英幸氏は、当社の主力製品である自動車空調用コンプレッサーの技術開発および生産管理の分野において主力製品のモノづくりを長年牽引し、その分野での幅広い知識・経験を有しています。2012年には事業工場長として、グローバルでのモノづくりと技術開発を支え、翌2013年には副事業部長として事業経営に携わり、グローバル事業拡大に貢献してきました。

2017年に執行役員経営企画室長、2019年より取締役として、戦略的および技術的な観点を軸に経営の監督として中心的な役割を果たしました。

同氏には、現在の市場環境の激変に対し、新たな経営コンセプトによる中期経営計画の企画・実行責任者として、特に技術開発分野での経験と実行力のもと、経営戦略の具体的な推進を牽引することを期待するとともに、取締役として当社グループの的確な意思決定や監督の実行において適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としての選任をお願いするものです。

取締役在任期間

4年9か月

所有する当社の株式数  
(うち、株式報酬制度に  
基づく交付株式の数)

0株 (0株)

取締役会への出席状況

91.7% (11回/12回)

6 <sup>キョ</sup> <sup>トンエイ</sup>  
巨 東英

1954年7月17日生 (満71歳)

再任 社外 独立

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年4月	京都大学 特別研究員	2017年6月	一般社団法人日中科学技術文化センター 理事長 (現任)
1992年11月	埼玉工業大学 講師		
1996年12月	同大学 副教授	2020年4月	日本工程院 外国籍院士 (現任)
2002年4月	同大学 教授	2021年6月	当社 社外取締役 (現任)
2011年4月	同大学 副学長		指名・報酬委員会委員 (現任)
2014年4月	同大学 ハイテック技術研究センター 主任	2022年3月	当社 特別委員会委員長 (現任)

#### (重要な兼職の状況)

一般社団法人日中科学技術文化センター 理事長  
日本工程院 外国籍院士

#### ■ 社外取締役候補者とした理由および社外取締役として果たすことが期待される役割

巨東英氏は1985年に清華大学工程力学学部修士課程に入学し、1989年に京都大学で修士号を取得、1992年に同大学の博士号を取得しました。その後京都大学特別研究員に着任し、1992年11月から2020年3月まで、埼玉工業大学講師、准教授、教授、副学長、同大学先端科学研究所所長など歴任しました。2020年4月から同大学名誉教授称号が与えられております。

同氏はそのほか、一般社団法人日中科学技術文化センター理事長、経済産業省IMS学術委員、中国熱処理学会理事、「材料熱処理学報」編纂委員、中国金属学会材料科学分会材料計算・シミュレーション学術委員会副理事長、日本熱処理技術協会国際交流委員会委員を務め、上海交通大学および遼寧科技大学の博士課程指導教授を兼務しております。同氏の熱処理・表面処理、機能材料などの材料分野に関する研究成果は自動車分野に応用されており、当該分野において高いレベルの専門能力を有しております。

同氏には、その専門的な技術能力と経験を生かして、当社グループの経営の透明化に貢献していただくとともに、企業価値の持続的向上のため経営の監督を行っていただくのに適切な人材と判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

#### ■ 独立性について

同氏と当社との間には取引関係はございません。同氏は当社の定める「社外役員独立性基準」を満たしており、独立性が認められます。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。

## 取締役在任期間

所有する当社の株式数  
(うち、株式報酬制度に  
基づく交付株式の数)  
0株 (0株)

## 取締役会への出席状況

—

ティアン  
7 田 長青  
チャンチン

1965年4月10日生 (満60歳)

新任 社外 独立

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年5月	鄭州紡織工学院 暖房・空調工学 研究室 副教授	2005年7月	中国科学院 理化技術研究所 副研 究員
1999年5月	清華大学 給熱・ガス供給・換 気・空調工学専攻 工学博士課程 修了	2007年2月	中国科学院 理化技術研究所 研究 員 (現任)
2003年8月	清華大学 熱エネルギー・動力工 学分野 博士後期研究員		

## (重要な兼職の状況)

中国科学院 理化技術研究所 研究員

## ■ 社外取締役候補者とした理由および社外取締役として果たすことが期待される役割

田 長青氏は、中国科学院 理化技術研究所において研究員・博士生指導教官・研究グループ長を務めるとともに、長年にわたり制冷・空調技術、電動車両熱管理、新エネルギー技術等の研究開発に従事しており、国際的にも高い評価を受ける研究者です。同氏は、清華大学にて供熱・空調工学の博士号を取得後、同大学博士後期研究員を経て中国科学院に着任し、2007年より研究員として多数の国家プロジェクト（国家863計画、国家重点研究開発計画等）を主導してきました。食品冷凍・冷蔵技術、新エネルギー車両の熱システム、人工環境技術など幅広い領域で研究実績を有し、国際学術誌に多数の論文を発表しているほか、産業界・学界において要職（中国自動車工程学会熱システム分会 主任委員、中国制冷空調工業協会冷凍冷蔵分会 会長 等）を務めています。また、同氏は新技術の社会実装を重視し、企業との共同研究、装置・部品技術の産業化プロジェクトにも長く関わっており、技術開発から産業応用まで一貫した知見を有しています。同氏には、その専門的な技術能力と経験を生かして、当社グループの経営の透明化に貢献していただくとともに、企業価値の持続的向上のため、経営の監督を行っていただくのに適切な人材と判断し、社外取締役候補者としての選任をお願いするものです。

## ■ 独立性について

同氏と当社との間には取引関係はございません。同氏は当社の定める「社外役員独立性基準」を満たしており、独立性が認められます。

同氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

取締役在任期間

—

所有する当社の株式数  
(うち、株式報酬制度に  
基づく交付株式の数)  
0株 (0株)

取締役会への出席状況

—

8 <sup>リ</sup>李 <sup>ミン</sup>明

1976年12月26日生 (満49歳)

新任 社外 独立

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2006年12月	吉林大学自動車工程学院 講師	2018年9月	吉林大学自動車工程学院 学科主任
2009年9月	吉林大学自動車工程学院 准教授		
2010年8月	米国コロラド大学客員研究員	2018年10月	江蘇超力電器有限公司 起業・イノベーション人材
2010年12月	吉林大学自動車工程学院実験室主任	2020年9月	吉林大学自動車工程学院 教授 (現任)
2012年9月	吉林大学自動車工程学院学科書記兼副学科長	2023年6月	長春捷翼汽車科技株式会社独立取締役
2013年8月	江蘇省科学技術鎮長団、丹陽市界牌鎮副鎮長 (出向)、雲陽街道副主任 (出向)、常州市新北区人材弁公室主任 (出向)	2025年1月	吉林大学自動車工程学院副学長 (大学院教育・学科建設・人材採用担当) (現任)

#### (重要な兼職の状況)

吉林大学自動車工程学院 教授

吉林大学自動車工程学院 副学長 (大学院教育・学科建設・人材採用担当)

#### ■ 社外取締役候補者とした理由および社外取締役として果たすことが期待される役割

李明氏は吉林大学自動車工程学院の教授・博士課程指導教員であり、副学長として研究組織の運営にも携わるとともに、新エネルギー車の熱管理、電池熱安全、CO<sub>2</sub>ヒートポンプ、統合熱管理システムなど、自動車電動化に不可欠な熱マネジメント分野を専門とする第一線の研究者です。博士号取得後は長年同大学で研究・教育に従事し、車両熱管理技術や新型冷媒、電池熱管理に関する国家級・省部級・企業共同プロジェクトを多数主導・参画し、国際学術誌にも多くの成果を発表しています。

また、多くの企業との共同研究を通じ、車載熱管理デバイスや電池冷却システム、低温対応熱ポンプ技術など研究成果の実用化に深く関わり、技術顧問や独立董事としての経験も有しています。こうした学術的知見と産学連携の実務経験に基づき、当社の電動化領域における技術戦略への助言、経営の透明性向上、企業価値の持続的向上に寄与していただける人材と判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものです。

#### ■ 独立性について

同氏と当社との間には取引関係はございません。同氏は当社の定める「社外役員独立性基準」を満たしており、独立性が認められます。

同氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 于芝涛氏、張賀氏、孫佳慧氏の「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」の欄には、当社の親会社等である海信家電集団股份有限公司が属する、海信集団控股股份有限公司 (Hisense Group Holdings Co., Ltd.) を究極の親会社とする海信集団の以下の各社における業務執行者としての地位および担当を含めて記載しております。  
海信集団控股股份有限公司、青島海信電器股份有限公司、海信視像科技股份有限公司、海信集団有限公司、青島海信通信有限公司研究センター、青島海信移動技術有限公司、青島海信媒体ネットワーク技術有限公司、青島海信通信有限公司、聚好看科技股份有限公司、青島海信日立空調システム有限公司。
3. 巨東英氏は、当社との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結しており、同氏が原案どおり選任された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。田長青氏および李明氏につきましても、両氏が原案どおり選任された場合、当社は両氏との間で、当該責任限定契約を締結する予定であります。
4. 候補者のうち、小林英幸氏が所有する当社株式の数には、内数として表示している業績連動型株式報酬制度に基づき退任時に交付される予定の株式の数（本総会時現在）を含めて表示しております。  
〔業績連動型株式報酬制度に基づく交付予定株式の数のご説明〕  
当社は、第90期（2015年度）から2021年8月31日の信託期間満了まで、当社の取締役並びに当社と委任契約を締結している執行役員および参与（海外居住者、社外取締役および非常勤取締役を除きます。以下「取締役等」といいます。）を対象とする業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を採用しております。  
本制度は、毎事業年度における業績目標の達成度および役位に応じて、当該事業年度が終了した直後の6月1日に、取締役等に一定のポイントを付与し、取締役等の退任後に、一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、累積されたポイントに応じ、5ポイント1株として当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭を交付および給付する制度です。上記候補者の本制度に基づく交付予定株式の数は、本制度終了時点までに付与されたポイントの累積値に相当する交付予定株式数を記載しております。なお、本制度に基づく交付予定株式にかかる議決権は、上記各候補者に将来交付されるまでの間、行使されることはありません。また、当該交付予定株式の10%に相当する株式は、市場で売却されたうえで、その売却代金が交付される予定です。
5. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。なお、当該役員等賠償責任保険の被保険者は当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。  
各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 各取締役候補者の年齢は、本総会時の満年齢となります。
7. 各取締役候補者の取締役会への出席状況は、2025年度の実績となります。

## 第2号議案

# 監査役1名選任の件

監査役 孫佳慧氏が2026年3月30日をもって監査役を辞任するため、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、選任されます監査役の任期は、当社定款の定めにより、前任者の任期満了の時までとなります。本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

監査役在任期間

—

所有する当社の株式数

0株

取締役会への出席状況

—

監査役会への出席状況

—

リ  
李  
ジャ  
佳

1987年12月8日生（満38歳）

新任

### 略歴、地位および重要な兼職の状況

2010年7月	海信科龍（広東）空調有限公司 マーケティング会社 財務担当	2021年3月	海信視像科技股份有限公司 財務部 総経理
2015年6月	海信科龍電器股份有限公司 財務 管理主管	2022年10月	海信家電集団股份有限公司 財務 部 副総経理
2016年6月	海信集団有限公司 財務管理主管	2024年4月	海信集団控股股份有限公司 内部 統制管理部 副総経理（業務統括）
2018年2月	広東海信冷蔵庫マーケティング股 份有限公司 財務経営管理部 副部 長	2024年11月	同社 監査部 総経理（現任）
2019年7月	中国地区マーケティング本部 財 務部総経理、財務部 総経理		

### （重要な兼職の状況）

海信集団控股股份有限公司 監査部総経理

### ■ 監査役候補者とした理由

李佳氏は長年にわたって監査、財務および経営分析の業務に従事し、各分野で幅広い知識と経験を有しています。2010年にHisenseグループに入社し、2019年に中国地区マーケティング本部 財務部総経理に就任、2021年に海信視像科技股份有限公司 財務部 総経理を務め、2024年から海信集団控股股份有限公司 監査部 総経理に就任し、財務の視点から会社の監査および経営に貢献しました。

同氏には、その専門的な能力と経験を活かして、会社経営の透明化および企業価値の持続的向上のため、監査役の職務を適切に遂行していただける人材と判断し、監査役として選任するものです。

- (注) 1. 監査役候補者李佳氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者李佳氏が原案どおり選任された場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない、一定の免責事由があります。なお、当該役員等賠償責任保険の被保険者は当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。監査役候補者李佳氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 監査役候補者李佳氏の年齢は、本総会時の満年齢となります。
5. 監査役候補者李佳氏の取締役会および監査役会への出席状況は、2025年度の実績となります。

## 取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

### 1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役の報酬等の総額は、2007年6月22日開催の当社第81期定時株主総会において、年額500百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を除きます。）とご承認いただいております。

今般、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下同様です。）の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確化することにより取締役に当社の企業価値の中長期的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、①一定の取締役に對して、以下2に記載のとおり、新たに業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入すること、また、②当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案し、上記の報酬枠とは別枠で、取締役に對する業績連動型譲渡制限付株式に関する報酬等の総額を、年額300百万円以内として設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いしたいと存じます。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容と整合するよう、本株主総会終了後の当社取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る方針につき、大要、本議案末尾に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっていることから、相当であると考えております。なお、本制度の導入及び変更後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る方針については、報酬決定プロセスにおける透明性・客観性を担保するため、独立社外取締役3名を含む取締役5名で構成する任意の指名・報酬委員会における審議・答申を経ております。

本制度の対象となる取締役の員数は、第1号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、最大で2名となります。取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与分は含まないものといたします。

なお、当社は、本議案が承認可決された場合、当社の取締役を兼務しない執行役員及び一部の従業員も本制度と同様の報酬制度の対象とする予定です。

## 2. 本制度の概要

当社は、日本国内に居住し、業務執行を行う取締役のうち、2026年2月13日開催の当社取締役会における決議に基づき当社が行う第三者割当て(以下「当初割当て」といいます。)に応じて、自己資金をもって当社普通株式の割当てを受けた者(以下「対象取締役」といいます。)に対して、当社取締役会決議(以下「報酬債権支給決議」といいます。)に基づき、各対象取締役が、当初割当て及び当初割当てから報酬債権支給決議時点までに当社が行う第三者割当てに応じて、自己資金をもって割当てを受けた当社普通株式のうち、報酬債権支給決議時点で保有している株式の数に応じて、業績連動型譲渡制限付株式の対価とするための金銭報酬債権を、上記報酬等の金額の範囲内で支給します。各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を当社の親会社である海信日本オートモーティブエアコンシステムズ合同会社(以下「本親会社」といいます。)に譲渡する方法により、当該金銭報酬債権を対価として、本親会社から、本親会社が保有する当社普通株式を譲渡制限付で譲り受けます(以下「本株式譲渡」といいます。)。当該譲渡制限は、2026年から2028年までの毎年1月1日から12月31日までの1年間(以下「業績評価期間」といいます。)における業績指標等の評価指標(以下「本評価指標」といいます。)の達成度に応じて解除されます(詳細は以下(4)をご参照ください)。

上記金銭報酬債権は、取締役が、2026年2月13日開催の当社取締役会における決議に基づき当社が行う第三者割当てに応じて、自己資金をもって払込みを行い、当社普通株式の割当てを受けていること、上記の本株式譲渡、以下の(1)及び(2)に同意していること、並びに本親会社との間で以下の(3)ないし(6)の内容を含む株式譲渡契約を締結していることを条件として支給します。

なお、本株式譲渡における当社普通株式の1株あたりの譲渡価額は、本株式譲渡の実行日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)とします。

(1) 本制度において対象取締役が譲り受ける株式の総数

本制度において対象取締役が譲り受ける当社普通株式の総数の上限は、175万株とします。

当社株式が株式の分割・併合等によって増加又は減少した場合には、当社は、その増加又は減少の割合に応じて、当社が対象取締役に支給する金銭報酬債権の金額、本親会社が対象取締役に譲渡する当社株式の数及び評価確定後株式数（以下(2)に定義します。）を合理的な範囲内で調整するものとします。

(2) 譲渡制限の解除の対象となる株式数の算定方法

当社は、業績評価期間における本評価指標の達成度に基づき、各対象取締役について以下(4)記載の譲渡制限の解除の対象となり得る株式数（単元未満株式が生じた場合には切り上げるものとし、以下「評価確定後株式数」といいます。）を決定します（詳細は以下(4)をご参照ください）。本評価指標の具体的な内容は、当社取締役会において決定します。

(ご参考) 本評価指標の内容

**【業績指標】**

- ・ 当社の財務諸表中の「親会社株主に帰属する当期純利益」の金額を用います。

**【業績指標以外の本評価指標】**

- ・ 上記の業績指標以外に、対象取締役の年度評価結果も加味します。

(3) 譲渡制限の内容

業績連動型譲渡制限付株式を譲り受けた対象取締役は、業績連動型譲渡制限付株式の譲受日から2028年の業績評価期間に係る評価確定後株式数が決定される日まで（以下「本制度対象期間」といいます。）、直接又は間接を問わず、譲渡、移転、質権の設定、担保権の設定、売却、交換、贈与その他の処分をすることができないものとし（以下「譲渡制限」といいます。）、以下(4)に従い、業績評価期間毎の本評価指標の達成度に応じて、評価確定後株式数についてのみ譲渡制限が解除されるものとします。本制度対象期間が満了した時点の直後において譲渡制限が解除されていないものがある場合については以下(5)をご参照ください。

#### (4) 譲渡制限の解除

当社は、業績評価期間毎の本評価指標の達成度に応じて評価確定後株式数を決定し、本親会社は、評価確定後株式数の株式について譲渡制限を解除します。ただし、各業績評価期間における譲渡制限の解除の対象となる評価確定後株式数は、それぞれ、業績連動型譲渡制限付株式の総数に、初回の業績評価期間については20%、2回目の業績評価期間については30%、3回目の業績評価期間については50%を乗じた数を上限とします。

上記にかかわらず、初回の業績評価期間を除く各業績評価期間における本評価指標の達成度が、100%を上回る場合には、当社は、過年度の業績評価期間において譲渡制限が解除されなかった業績連動型譲渡制限付株式の全部又は一部を含めて、当年度の評価確定後株式数を決定し、本親会社は、当該株式について譲渡制限を解除することができるものとします。この場合に譲渡制限を解除する業績連動型譲渡制限付株式の数の算出方法は、当社取締役会において決定します。

#### (5) 業績連動型譲渡制限付株式の無償取得

業績連動型譲渡制限付株式を譲り受けた対象取締役が、本制度対象期間の満了日までに、当社の取締役その他当社取締役会が定める役職を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本親会社が業績連動型譲渡制限付株式の全部を無償で取得します。

また、業績連動型譲渡制限付株式を譲り受けた対象取締役が、本制度対象期間の満了日までに、当社の取締役その他当社取締役会が定める役職を当社取締役会が正当と認める理由により退任した場合には、本親会社は、当該対象取締役が保有する業績連動型譲渡制限付株式のうち譲渡制限が解除されていない株式を無償で取得します。

また、業績連動型譲渡制限付株式のうち、本制度対象期間が満了した時点の直後において譲渡制限が解除されていないものがある場合には、本親会社がこれを無償で取得します。

その他、本制度対象期間中、対象取締役が拘禁以上の刑に処せられた等、当社取締役会が定める一定の事由が生じた場合には、本親会社は、業績連動型譲渡制限付株式の全部を無償で取得します。

なお、上記の業績連動型譲渡制限付株式の無償取得日は、本制度対象期間の満了日から1年以内の日とします。

---

また、譲渡制限解除後、当社取締役会が定める一定の期間中に、対象取締役が拘禁以上の刑に処せられた等、当社取締役会が定める一定の事由が生じた場合には、当該対象取締役は、適用のある法令により許容される限り、譲渡制限の解除によって得た利益を本親会社に返還します。

(6) 組織再編等における業績連動型譲渡制限付株式の取扱い

本制度対象期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合及び当社の普通株式を対象とする株式売渡請求がなされた場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、本親会社と対象取締役との間の株式譲渡契約の定めに従い、業績連動型譲渡制限付株式の一部につき、本親会社が、当該組織再編等の効力発生日に先立って譲渡制限を解除し、残りの業績連動型譲渡制限付株式を当然に無償で取得します。

(ご参考)

取締役の個人別の報酬等の内容に係る方針（要旨）

(i) 基本方針

役割及び年次業績の反映、並びに中長期企業価値を向上させることを動機付ける報酬及び構成比率とします。

(ii) 報酬の決定方針

取締役の報酬は、会社業績の反映と株主価値との連動性をより明確にする観点から、基本報酬と業績連動報酬（賞与）及び業績連動報酬（株式報酬）で構成します。

(iii) 基本報酬（固定）

取締役の基本報酬額については、業界水準や外部調査機関による役員報酬の調査結果等も参考に、役位、職務等を勘案し、相応な金額とします。

(iv) 業績連動報酬（賞与）

取締役の業績連動報酬（賞与）については、会社業績の向上に対するインセンティブとして、連結業績を基本に決定します。前年実績に対する売上増加と利益増加に応じた報酬と経営指標の達成度に応じた報酬の合計を総原資とし、役位、職務、評価に応じて分配します。当該指標は当社の会社業績を示す最も適切な指標であることが指標としての選択理由です。

(v) 業績連動報酬（株式報酬）

取締役の業績連動型報酬（株式報酬）については、中長期の会社業績の向上に対するインセンティブとして、連結業績を基本に決定します。各事業年度における業績指標（親会社株主に帰属する当期純利益）等（以下「本評価指標」といいます。）の達成度に応じた株式報酬を、役位、職務、評価等に応じて分配します。当該指標は当社の中長期の成長を示す最も適切な指標であることが指標としての選択理由です。

株式報酬については、全部又は一部の取締役に対して、事前交付型の業績連動型譲渡制限付株式を付与するものとし、毎年1月1日から12月31日までの1年間を業績評価期間として、業績評価期間における当社取締役会が定める本評価指標の達成度に応じて算定される数の当社株式について、譲渡制限を解除します。さらに、初回の業績評価期間を除く各業績評価期間における本評価指標の達成度が、100%を上回る場合には、当社取締役会の定めるところに従い、過年度の業績評価期間において譲渡制限が解除されなかった業績連動型譲渡制限付株式について、譲渡制限を解除することができるものとします。ただし、取締役が拘禁以上の刑に処せられた場合等、一定の事由が生じた場合には、付与した株式の全部について無償で取得する場合があります。

(vi) 取締役の個人別の報酬等の額に対する割合

取締役の報酬構成割合については、中長期企業価値の向上を目的とし、役割及び職責に応じた構成比率となるよう考慮して決定します。

(vii) 報酬決定の手続き

取締役の報酬の決定にあたっては、その決定のプロセスの透明性と内容の客観性を確保する観点から、独立社外取締役3名を含む取締役5名で組織する指名・報酬委員会（委員長は独立社外取締役）を設置し、審議の上、その提言に基づき、取締役会において審議し決定しております。監査役の報酬は監査役会の協議により決定しています。

(viii) 決定権限及び裁量の範囲と活動内容

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて、以下の事項について審議をし、取締役会に対して助言・提言を行います。

- ・取締役の報酬等の決定に関する基本方針及び基準の制定、変更、廃止
- ・取締役の個人別の報酬額等の内容
- ・その他、取締役の報酬等に関して指名・報酬委員会が必要と認めた事項

取締役会は、指名・報酬委員会からの助言・提言に基づき、取締役報酬について審議のうえ決定します。

## 第4号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

将来的な新株式発行に備え、第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>1億1,220</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>1億1,345</u> 万株とする。

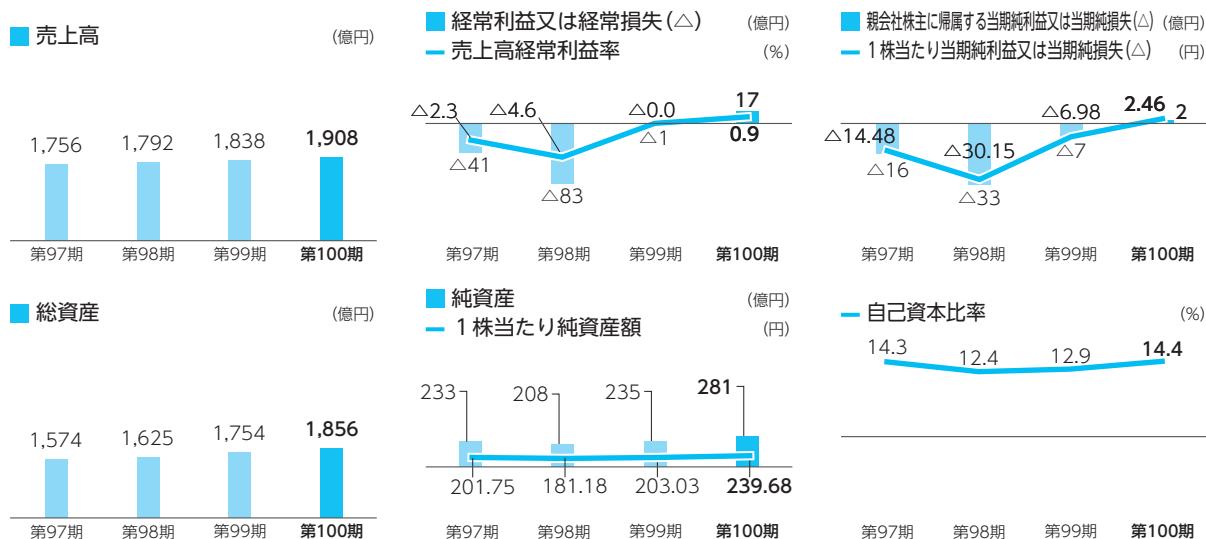
以 上

## 1 当社グループの現況

### 1. 財産および損益の状況

区 分		第 97 期 (2022年度)	第 98 期 (2023年度)	第 99 期 (2024年度)	第 100 期 (当連結会計年度) (2025年度)
売上高	(百万円)	175,683	179,279	183,848	190,875
経常利益又は経常損失 (△)	(百万円)	△4,140	△8,382	△176	1,774
親会社株主に帰属する当期純利益又は 当期純損失 (△)	(百万円)	△1,613	△3,359	△777	274
1 株当たり当期純利益又は 当期純損失 (△)	(円)	△14.48	△30.15	△6.98	2.46
総資産	(百万円)	157,428	162,539	175,459	185,633
純資産	(百万円)	23,366	20,836	23,582	28,126
1 株当たり純資産額	(円)	201.75	181.18	203.03	239.68
自己資本比率	(%)	14.3	12.4	12.9	14.4

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。



(注) グラフは億円単位未満、切り捨てて表示しております。

## 2. 当連結会計年度の事業の状況

### A. 事業の経過および成果

当社グループは「安心と快適をドライブする熱マネジメント技術のリーディングカンパニーへ」というビジョンに基づき、2024年2月に発表した中期経営計画にて、コンポーネントサプライヤーから「フルソリューション・システム・サプライヤー」への変化を遂げ、統合熱マネジメントシステムのリーディングカンパニーとして持続的成長の実現を目指しております。大転換期を迎えている自動車業界において、NEV（新エネルギー車）市場に焦点を当て、常にカスタマーファーストの視点で、電動コンプレッサーの製品力を軸に、競争力と柔軟性を兼ね備えた統合熱マネジメントシステムソリューションの提供を進めております。

当連結会計年度の世界経済は、米国の関税政策の影響が顕在化し、米国雇用統計の悪化等も見られたものの、緩やかに成長しました。一方で、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化や中東情勢の緊迫化に加え、欧州及び中国経済の減速傾向が顕在化するなど、地政学的リスクや各国政策の動向により、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループにおいては、世界の自動車生産台数が前年同期比増加で推移し、アジア地域での販売が増加したこともあり、当連結会計年度の売上高は、190,875百万円（前年同期比3.8%増）となりました。営業損失は、原価低減等の諸施策や販売費及び一般管理費の抑制により、収益性は改善傾向にあるものの、1,507百万円（前年同期は営業損失6,446百万円）となりました。経常利益は、持分法による投資利益等により、1,774百万円（前年同期は経常損失176百万円）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、希望退職制度の実施に伴う一時的な損失があったものの、固定資産流動化の推進等の構造改革及び一部子会社での繰延税金資産計上により、274百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失777百万円）となりました。

また、米国の関税政策等による当社への影響につきましては、引き続き動向を注視し、適切な対策を講じてまいります。

なお、当社グループの報告セグメントは「自動車機器事業」のみであるため、セグメント別の記載を省略しております。

### B. 設備投資の状況

当社グループでは、グローバルでの生産戦略に基づいた生産体制強化および現地調達化・内製化等を目的に、総額97億円の設備投資を実施いたしました。

自動車機器事業においては、主に自動車空調用コンプレッサーおよび自動車空調システム生産設備を中心に日本地区で21億円、アジア地区で21億円、欧州地区で38億円、そして中国地区で14億円の設備投資を行いました。

日本においては、主にITMS関連製品の生産設備等へ設備投資を実施し、欧州地区では引き続き電動車両向けの新世代コンプレッサーの新規生産に向けた生産設備への設備投資を実施いたしました。

### C. 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、自己資金のほか親会社または金融機関からの借入金をもって充たいたしました。

## 3. 重要な親会社および子会社の状況（2025年12月31日現在）

### A. 親会社との関係

2021年5月31日付で海信日本オートモーティブエアコンシステムズ合同会社に対して実施した第三者割当増資により、同社が当社の親会社となりました。同社は当社の株式を81,627千株（議決権比率73.2%）保有しています。また、同社を通じて間接的に議決権を保有している等の理由から、科龍発展有限公司および海信家電集团股份有限公司も当社の親会社に該当します。

### B. 親会社との間の取引に関する事項

#### イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、市場価格を勘案して、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。なお、金融機関との取引に関連し、資金調達の円滑化を目的として親会社が債務保証を行っていることから、一部資産について担保権を設定しております。

#### ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会における多面的な議論を経て決定しており、当社の利益を害することはないと判断しております。また、特別委員会を設置し、当委員会でも審議しております。

#### ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

### C. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
SANDEN INTERNATIONAL (U.S.A.), INC.	18百万 米ドル	100%	米国地域における自動車機器の製造および販売
SANDEN INTERNATIONAL (EUROPE) GmbH	0百万 ユーロ	100%	欧州地域における自動車機器の販売および開発
SANDEN MANUFACTURING EUROPE S.A.S.	29百万 ユーロ	※ 100%	欧州地域における自動車機器の製造
SANDEN MANUFACTURING POLAND SP.Z O.O.	152百万 ポーランドズロチ	※ 100%	欧州地域における自動車機器の製造
SANDEN INTERNATIONAL (SINGAPORE) PTE.LTD.	6百万 シンガポールドル	100%	アジア・中近東地域における自動車機器の製造および販売

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. ※印は子会社保有の株式を含んでおります。

### D. 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当する子会社はありません。

## 4. 対処すべき課題

### 事業成長に向けた取り組み

当社グループが持続的な成長を実現していくために、継続的な成長投資による新規商権獲得による売上拡大と獲得商権の売上高転換率の向上、エリア戦略展開の徹底、更なる収益力の改善、それを支える人材開発、および組織運営の効率化を図ることが重要な経営課題であると認識しております。

2024年2月に事業成長を加速するために中期経営計画『SHIFT2028（シフト2028）』を策定し活動を進めております。

(当連結会計年度における取り組み)

- ・ 中国・アジア、特にインド市場の伸長取り込み
- ・ ITMS関連製品 R290向けCRUPF EC-GEN5 PF ECH-EU顧客向け開発完了
- ・ グローバル生産レイアウト・サプライチェーン最適化による原価低減・生産効率化
- ・ 生産・調達変更による在庫適正化・滞留在庫の流動化
- ・ プロジェクト進捗・採算性のシステマ的管理強化
- ・ SAP-ERP導入推進 日々の業務へのAI活用スタート
- ・ 顧客品質賞 受賞件数大幅増加

## 5. 当社グループの主要な拠点（2025年12月31日現在）

### A. 国内の主要な拠点

#### 当社

本社(群馬県伊勢崎市寿町20番地)

#### 営業所、工場等

群馬県、東京都、埼玉県、栃木県

### B. 海外の主要な拠点

#### 子会社等

米国、イギリス、ドイツ、フランス、ポーランド、シンガポール、インド、中国

## 6. 当社グループの従業員の状況（2025年12月31日現在）

事業の種類別セグメント	従業員数		前連結会計年度比増減	
自動車機器事業	4,751	(1,974) 名	△543	(△752) 名
その他の事業	40	(2)	△10	(△3)
合計	4,791	(1,976)	△553	(△755)

(注) 従業員数は就業人員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に外数で記載しております。

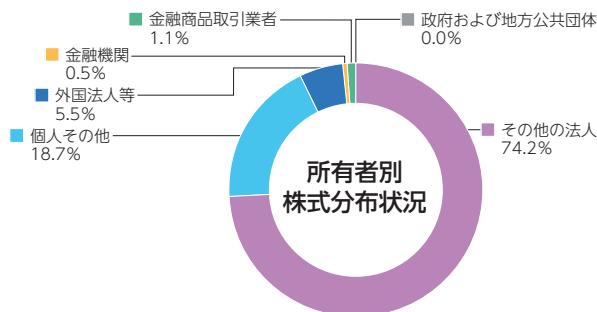
## 7. 主要な借入先の状況（2025年12月31日現在）

借入先	借入額
ユナイテッド・オーバーシーズ銀行	21,500 百万円
三井住友銀行	19,930
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA, S.A.	8,787
香港上海銀行	6,000

## 2 会社の現況

### 1. 株式の状況（2025年12月31日現在）

- A. 発行可能株式総数 112,200,000株  
 B. 発行済株式の総数 111,693,313株  
 C. 株主数 10,607名



### D. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
海信日本オートモーティブエアコンシステムズ合同会社	81,627千株	73.16%
BBH(LUX) FOR FIDELITY FUNDS PACIFIC POOL	2,611	2.34
方 永義	2,005	1.80
サンデン取引先持株会	1,743	1.56
李 秀礼	1,327	1.19
CACEIS BANK, LUXEMBOURG BRANCH / UCITS CLIENTS ASSETS	893	0.80
INTERACTIVE BROKERS LLC	889	0.80
CLEARSTREAM BANKING S.A.	604	0.54
サンデン従業員持株会	377	0.34
楽天証券株式会社共有口	345	0.31

(注) 持株比率は自己株式（120,518株）を控除して計算しております。

### E. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 2. 会社役員の状況

### A. 取締役および監査役の状況（2025年12月31日現在）

会社における地位	氏名		担当および重要な兼職の状況
代表取締役 会長	高	ユリン 玉玲	指名・報酬委員会委員 海信家電集团股份有限公司 董事長
代表取締役 社長執行役員	徐	ジャン 湛	指名・報酬委員会委員
取締役	于	ジヤオ 芝涛	海信集団控股股份有限公司 最高経営責任者 海信視像科技股份有限公司 董事長
取締役 副社長執行役員	王	ジヤン 志剛	開発管掌 兼 中国事業統括
取締役 副社長執行役員	小林	英幸	総務・法務・安全衛生・環境・社内広報管掌 兼 豪・アジア事業統括
取締役	趙	フクゼ 福全	指名・報酬委員会委員長 特別委員会委員 清華大学 車両・モビリティ学院 教授、博士指導者 清華大学 自動車産業・技術戦略研究院 (TASRI) 院長 広州汽車集团股份有限公司 独立社外取締役
取締役	巨	トンエイ 東英	指名・報酬委員会委員 特別委員会委員長 一般社団法人日中科学技術文化センター 理事長 日本工程院 外国籍院士
取締役	王	シンボ 震坡	指名・報酬委員会委員 特別委員会委員 北京理工新源技術股份有限公司 代表取締役 珠海紐安特自動化技術有限公司 社外取締役 安徽艾可監環保股份有限公司 社外取締役
常勤監査役	金子	昭一	
監査役	孫	カエ 佳慧	海信集団控股股份有限公司 最高財務責任者 (CFO)、財務センター総経理
監査役	井村	正彦	特別委員会委員
監査役	遠山	高英	特別委員会委員 清澄白河会計事務所 代表 株式会社ナレッジクリエーションテクノロジー 顧問 Atamagile株式会社 監査役 ヒロタグループホールディングス株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役趙福全氏、取締役巨東英氏および取締役王震坡氏は、社外取締役であります。
2. 監査役井村正彦氏および監査役遠山高英氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役趙福全氏、取締役巨東英氏、取締役王震坡氏、監査役井村正彦氏および監査役遠山高英氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役孫佳慧氏は、長年にわたる監査、財務および経営分析に関する業務従事経験を通じ、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 社外役員の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
6. 代慧忠氏および熊浩氏は、2025年3月28日開催の第99期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
7. 朱聃氏は、2025年10月10日開催の臨時株主総会終結の時をもって、取締役および代表取締役社長執行役員（退任時の担当および重要な兼職の状況：指名・報酬委員）を退任いたしました。

## B. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## C. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険の被保険者は当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

## D. 取締役および監査役の報酬等の額

### (a) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る方針を定めております。当社の取締役の報酬については、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し決定しており、その内容は以下のとおりです。なお、本方針は、独立社外取締役3名を含む取締役5名で構成する任意の指名・報酬委員会（委員長は独立社外取締役）から答申された内容を踏まえ、取締役会において決定したものであります。

#### (i) 基本方針

役割および年次業績の反映、並びに中長期企業価値を向上させることを動機付ける報酬および構成比率とする。

#### (ii) 報酬の決定方針

取締役の報酬は、会社業績の反映と株主価値との連動性をより明確にする観点から、基本報酬と業績連動報酬（賞与）で構成する。

#### (iii) 基本報酬（固定）

取締役の基本報酬額については、業界水準や外部調査機関による役員報酬の調査結果等も参考に、役位、職務等を勘案し、相応な金額とする。

#### (iv) 業績連動報酬（賞与）

取締役の業績連動報酬については、会社業績の向上に対するインセンティブとして、連結業績を基本に決定する。

前年実績に対する売上増加と利益増加に応じた報酬と経営指標の達成度に応じた報酬の合計を総原資とし、役位、職務、評価に応じて分配する。

当該指標は当社における短期の業績を示す最も適切な指標であることが指標としての選択理由です。

#### (v) 業績連動型株式報酬

取締役の業績連動型株式報酬については2021年8月31日の信託期間満了をもって不継続とする。

#### (b) 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、決定プロセスの透明性と内容の客観性を確保する観点から、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、独立社外取締役3名を含む取締役5名で組織する指名・報酬委員会（委員長は独立社外取締役）にて審議のうえ、その提言に基づき、取締役会において審議し決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

#### (c) 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等限度額は、2007年6月22日開催の第81期定時株主総会において決議された、年額500百万円以内としております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名です。また株式報酬につきましても、2018年6月21日開催の第92期定時株主総会において決議された、取締役および執行役員に対し、3事業年度の合計で450百万円以内、1事業年度あたりに付与されるポイント上限は650,000ポイント（130,000株相当）とします。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名です。監査役の報酬等限度額は、2008年6月24日開催の第82期定時株主総会において決議された、年額60百万円以内としております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。

#### (d) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる 役員の員数（人）
		基本報酬	短期業績連動 報酬（賞与）	非金銭報酬 （業績連動型 株式報酬）	退職慰労金	
取締役 （社外取締役を除く）	132	63	69	—	—	5
監査役 （社外監査役を除く）	14	14	—	—	—	1
社外取締役	15	15	—	—	—	3
社外監査役	5	5	—	—	—	2
合計	168	98	69	—	—	11

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与および、無報酬の役員は含まれておりません。
2. 上記には、2025年3月28日開催の株主総会終結の時をもって取締役を退任した取締役1名、2025年10月10日開催の臨時株主総会終結の時をもって取締役を退任した取締役1名が含まれています。
3. 上記の短期業績連動報酬（賞与）の額又は数の算定方法およびその算定の基礎として選定した業績指標の内容は「(a)取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項 (iv)業績連動報酬（賞与）」に記載のとおりであり、当社における短期の業績を示す最も適切な指標であることが当該業績指標を選択した理由です。なお、短期業績連動報酬（賞与）については、執行役員を兼務している取締役に支給しております。なお、当事業年度における当該指標の実績は売上指標（売上高増減率）3.8%、利益指標（売上高当期純利益改善率）0.7%、ノミネーション指標（ノミネーション増減率）39.0%、売上高人件費指標（売上高人件費改善率）12.6%です。
4. 上記の非金銭報酬（業績連動型株式報酬）については、「(a)取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項(v)業績連動型株式報酬」に記載のとおりであり、2021年8月31日の信託期間満了をもって不継続としております。

## E. 社外役員に関する事項

### (a) 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況		主な発言状況
		取締役会	監査役会	
社外取締役	趙 福全	12回中9回 (75.0%)	—	自動車産業に関する研究および自動車業界における企業経営等を通じて培った豊富な経験・見識等から、当社の経営に関し有益な発言を行っております。
	巨 東英	12回中11回 (91.7%)	—	自動車関連技術の研究等を通じて培った豊富な経験・見識等から、当社の経営に関し有益な発言を行っております。
	王 震坡	12回中6回 (50.0%)	—	新エネルギー自動車等の自動車関連技術の研究等を通じて培った豊富な経験・見識等から、当社の経営等に関し有益な発言を行っております。
社外監査役	井村 正彦	12回中12回 (100%)	14回中14回 (100%)	証券業界での業務および証券関連業界における経営等を通じて培った豊富な経験・見識等から、当社の経営に関し有益な発言を行っております。
	遠山 高英	12回中11回 (91.7%)	14回中14回 (100%)	公認会計士の資格を有しており、自動車業界における経営等を通じて培った豊富な経験・見識等から、当社の経営に関し有益な発言を行っております。

### (b) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

趙福全氏は、長年の自動車産業に関する研究経験による深い学術的見識・技術力、および自動車業界における幅広い企業経営の経験による経営戦略・経営管理に関する高い見識・能力に基づき、主に経営戦略の観点から当社経営に対し助言を行い、当社グループの持続的な企業価値の向上に向けて経営の監督を行いました。また、任意の指名報酬委員会においては委員長として、取締役会への諮問にあたり重要な役割を果たすとともに、当社グループの一層の健全化に貢献しました。

巨東英氏は、自動車関連技術の研究に長年携わってきた経験による深い学術的見識・技術力に基づき、当社経営に対し助言を行うほか、開発現場にも赴き、開発力向上に向けた開発戦略等に関しても研究者目線での助言を行うなど、当社グループの持続的な企業価値の向上に向けて経営の監督を行いました。また、任意の指名報酬委員会においては委員として、取締役会への諮問にあたり重要な役割を果たすとともに、監査役とも複数回にわたり積極的に意見交換を実施し、当社グループの一層の健全化に貢献しました。

王震坡氏は、新エネルギー自動車等の自動車関連技術の研究等を通じて培った豊富な経験・見識を経営陣に共有するとともに、指名報酬委員会委員として当社役員陣の選考に関与するなど重要な役割を果たしました。

### 3. 会計監査人の状況

A. 名称 Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人

B. 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	120百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	120百万円

- (注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、監査品質を確保していくために適切であると判断したので、会計監査人の報酬等の額につき、同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的に区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 一部の連結子会社等は、Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人以外の監査法人等が、計算関係書類等の監査を行っております。

C. 解任または不再任の決定の方針

当社では、監査役会が会社法第340条第1項各号に該当すると判断した時は、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人の職務執行状況などを勘案し、再任・不再任の決定を行う方針であります。

### 4. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

<内部統制システムに関する基本方針>

当社は、以下のとおりグループ経営管理体制を整備します。

A. 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は法令等遵守（以下、「コンプライアンス」という。）を経営の最重要課題の一つと位置づけ、規程においてグループのコンプライアンス管理を明確化し、その徹底を図るため、以下のような体制を構築します。

- (a) コンプライアンスは、日常の業務における基本行動であり、これを徹底するため、法務本部を主管部門として定め、コンプライアンスに関する重要な問題は、経営会議・取締役会で審議し、決定します。
- (b) グループ各社にコンプライアンス責任者および推進担当者を選任し、コンプライアンスの徹底に取り組みます。
- (c) コンプライアンスの内容は、「理念ハンドブック」に定め、法務本部は役員・従業員に対し適時階層別コンプライアンス教育を実施します。

- (d) コンプライアンス上の問題を発見した場合には、速やかに総務本部経由、法務本部に報告する体制を構築します。また従業員がコンプライアンス上の問題を発見した場合に対応して、内部通報制度として社内外にホットラインを設置します。
- (e) コンプライアンスの徹底のための取組みの状況については、取締役会および監査役会に定期的に報告します。
- (f) 当社は内部監査部門を設置し、内部監査部門はコンプライアンスの状況を監査します。

#### **B. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**

当社の文書および電磁的記録の保存および管理を徹底するため、規程において明確化し、以下のような体制を構築します。

- (a) 文書および電磁的記録の管理は総務本部を主管部門とし、それぞれ部門別に文書管理責任者およびITセキュリティ管理責任者を配置し、文書および電磁的記録の作成・保管・廃棄にいたる管理を行います。
- (b) 文書又は電磁的記録の保存および管理は、取締役および監査役が必要に応じ閲覧できる状態で行います。

#### **C. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

当社はリスク管理を経営の最重要課題の一つと位置づけ、規程においてグループのリスク管理体制を明確化し、その徹底を図るため以下のような体制を構築します。

- (a) 経営に重大な影響を及ぼす全社のリスクを統合的に把握し、リスク管理を徹底するため、経営財務管理本部を主管部門とします。
- (b) 各社のリスク管理については、各社にリスク管理責任者および担当者を選任し、定期的なリスク評価とリスクのコントロール等、平時の予防体制を整備します。
- (c) 規程に基づき、経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し又は発生する恐れがある場合の体制を事前に整備するように努め、重要なリスク管理の問題については、経営会議・取締役会で審議し、決定します。
- (d) 危機管理については、総務本部を主管部門とし、危機管理体制を整備します。
- (e) 内部監査部門はリスク管理体制の有効性を監査し、取締役会、監査役会、経営会議等へ報告します。

#### **D. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- (a) 取締役会の意思決定の妥当性と透明性の向上を図るため、社外取締役を複数名設置します。
- (b) 取締役の職務執行の効率性を確保するため、取締役会は執行役員に権限移譲を行い、迅速な意思決定および機動的な職務執行を推進します。
- (c) ビジョン実現のための経営の最重要ツールとして中期経営計画、年度経営計画を位置づけ、全社経営品質改革（S T QM）に基づき計画の目標設定と活動体系を定め、執行役員に役割を分担させ、効率的な業務執行ができる体制とします。
- (d) さらに、仕事の見直し、IT化等を通じ、常に業務執行の効率化を推進します。

## **E. 当社およびグループ会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社およびグループ各社における経営管理の各種基本方針を定め、その徹底を図るため以下のような体制を構築します。

- (a) 当社は、グループ会社の業務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を構築し、当社グループ共通の「理念ハンドブック」の配付、内部通報制度を構築するなど、当社と同様の取組みを実施します。
- (b) 当社は、グループ会社管理を徹底するため、各社に役員を派遣するとともに、人事本部を主管部門として定め、関係会社管理に関する重要な問題は、経営会議・取締役会で審議し、決定します。
- (c) 当社の本部長、事業部長、国内外グループ各社の社長は、各社、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立および運用の責任と権限を有します。
- (d) グループ会社における決裁権限は、決裁規程および関係会社管理規程により定め、事業運営に関する重要事項について情報交換および協議を行います。
- (e) 財務報告に係る内部統制を整備し、財務報告の適正と信頼性を確保します。
- (f) 内部監査部門は、当社およびグループ各社の内部監査を実施し、その結果を社長および各責任者に報告するとともに、内部統制の改善のための指導・助言を行います。

## **F. 監査役職務を補助すべき従業員およびその独立性に関する事項**

- (a) 取締役は、監査役のためにより、監査の実効性を高めかつ監査職務を円滑に遂行するための適切な従業員を監査役スタッフとして配置します。
- (b) 監査役および監査役会の事務局は、監査ユニットに設置します。
- (c) 監査役は監査役スタッフの指揮命令権を有し、監査役スタッフは監査役監査に必要な情報を収集する権限を有します。
- (d) 監査役スタッフは監査役補助職務以外の職務を兼任し、監査役補助職務については取締役の指揮命令を受けないものとし、その異動・人事評価・懲戒処分については監査役と協議します。

## **G. 取締役および従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- (a) 取締役、執行役員および従業員（グループ会社を含む）は、監査役に対して経営の状況、事業の遂行状況、財務の状況その他経営上の重要な事項を定期的に報告します。
- (b) 取締役、執行役員および従業員（グループ会社を含む）は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務遂行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、内部通報制度に基づき通報された事実その他重要な事実が発生した場合、監査役に対して速やかに報告します。
- (c) 当社は、監査役に(a)または(b)の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由に不利な取扱いを受けることがないように、予防体制を整備します。

#### H. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査役は、代表取締役および監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催します。
- (b) 監査役は、内部監査部門および子会社の監査役と定期的な情報交換を行い緊密な連携を図ります。
- (c) 監査役又は監査役会は、取締役から当社に著しい損害が発生するおそれがある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、取締役に対して助言または勧告を行うなど、状況に応じ適切な措置を講じます。

なお、上記の内容は、当事業年度末日現在で記載しております。

### 5. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

#### A. コンプライアンス体制

当社は、グループのコンプライアンスに関する基本規程を整備しグループ各社に展開しています。また、コンプライアンス規程に基づき選任された各社のコンプライアンス責任者およびコンプライアンス推進担当者を通じて諸施策を展開しています。当年度は、具体的にはコンプライアンス教育（インサイダー取引防止、独占禁止法遵守、著作権法遵守、営業秘密の保護、腐敗・賄賂防止、個人情報保護）などにより、グループ全体のコンプライアンスリスクの低減を図りました。翌期は、当期の活動実績を踏まえて当社およびグループ各社が策定した年間計画に基づき、グループ共通のテーマに関する新たな方針の展開や従業員教育の実施などを予定しています。

#### B. リスク管理体制

当社は、基本的なリスクマネジメント体制を整備済みであり、これに基づき運用を行っています。当期も当社およびグループ会社を対象とした、定期的なリスクアセスメントを行いました。リスクには大地震、自然災害、パンデミック等の事業継続に直接影響を与えるリスクだけでなく、企業の信用や経営戦略に関わるリスクなども含まれます。

情報リスクに対しては、毎年全てのIT利用者に対しITセキュリティ教育を実施するとともにITセキュリティに関する定期的な点検を行う等、ITガバナンスの強化にも努めております。また、リスク管理の全般的な状況は取締役会にて経営財務管理本部より報告され、重要なリスクの対応については経営会議にて審議し、リスクの低減に努めました。

### C. 効率的な業務執行体制

当社の取締役会は社外取締役3名を含む8名で構成し、経営の透明性を確保し環境変化に迅速に対応できる体制とするとともに、取締役の職務執行を監督しております。また、取締役会は執行役員を選任し、各執行役員は各自の権限および責任の範囲で職務を執行しております。

主要子会社に対しては、毎月執行責任者も出席するグローバル経営会議での報告、共有を通して経営方針等の徹底を図っており、グループ経営としての一体性を確保しております。

### D. グループ管理体制

子会社については「関係会社管理規程」等に基づき、子会社から報告を受け、また重要な事項を当社経営会議・取締役会において審議し、子会社の適正な管理運営に努めました。子会社が当社に対し事前の合意を求める、または報告すべき事項を定めたこれら規程に従い、子会社から当社に対し、事前協議申請・報告がされております。

### E. 内部監査体制

当社内部監査部門である監査ユニットは、当社および当社グループ会社を対象として、「内部監査規程」に基づき、業務の適正性を監査するとともに、財務報告に係る内部統制を含めた内部統制システム・プロセスの整備、運用状況の経営者評価を実施しております。

内部監査業務を通じて経営品質と経営効率を高め、資産の保全、経営目標の達成、企業価値の増大、会社の健全且つ継続的な発展に寄与することを目的としています。

当社経営陣は監査計画を指導、確認、レビューをし、監査是正フォローを監督しています。また経営陣は監査に対する支援、資源調整を行います。

監査計画は部門内で議論をして作成後、管掌役員の承認を得ています。

監査ユニットは、社員2名・業務委託1名で構成されております。

本事業年度は、当社および複数の海外子会社を対象に、投資管理・内部統制・購買監査・経営状況監査などの業務分野に係る監査プロジェクトを総計5件実施しました。

財務報告に係る内部統制の評価は、当社並びに連結子会社11社および持分法適用会社1社を対象として全社的な内部統制の評価を行い、当社および連結子会社5社を対象として業務プロセスに係る内部統制の評価を行いました。また内部統制実施基準改訂にあたり、中期計画（将来）の売上構成変化を見据え、事業遂行上の中国エリア初の重要拠点の追加し、業務プロセス統制・IT統制の整備・評価を実施しました。

これら内部監査の結果については、適時管掌役員に報告するとともに、年度末には当社の取締役会および監査役会に報告しております。さらに毎月開催している監査役および当社のグループ内部統制機能を所轄する本部部門長との連絡会において、内部監査結果および改善の報告を実施し、相互連携を図りました。

今年度、監査部門では20件以上の内部通報を受け対応し、監査の監督機能を効果的に発揮するとともに、業務プロセスにおける潜在的なリスクを適時に識別・抑制しました。同時に、人工知能（AI）活用に関する専門トレーニングを実施し、チームのデータ分析能力と監査効率を向上させ、監査業務のデジタル転換の基盤を築きました。

## F. 監査役監査体制

監査役監査については、監査役4名（うち社外監査役2名）で構成される監査役会を原則月次開催しております。監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等（当社各部門およびグループ事業会社の責任者）や会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、その遵法性と適正性について協議し、コーポレート・ガバナンスが有効に機能しているか等経営を監視しております。

当期においては、①経営計画（新中期経営計画「SHIFT2028」・実行計画・設備投資計画・研究開発費計画等）の遂行状況（特に2025年「経営方針」および「経営重点管理テーマTOP10」の遂行状況）②企業集団のリスクマネジメント、内部統制の運営状況（特に、グループガバナンス・コンプライアンスの状況、サステナビリティに関する取り組みの状況）③経営の重要案件に対する執行の取り組み状況を重点監査項目と定め、監査してまいりました。各監査役は、取締役会やその他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、重要な文書を閲覧し、内部統制システムの整備・運用状況を監視および検証しております。当期、欧州・米州・中国・アジアの重要拠点の往査を実施しました。加えて、代表取締役、社外取締役と意見交換を行い内部監査部門・会計監査人と連携し、監査役監査の実効性を高めております。

当期、監査計画に従った監査を実施するにあたって予算が不足する事態はありませんでした。

なお、監査職務を円滑に遂行するために監査ユニットに兼任の監査役スタッフを1名配置しております。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

### A. 会社支配に関する基本方針

当社は、株主・投資家の皆様、顧客、取引先、地域社会、従業員等の様々なステークホルダーとの相互関係に基づき成り立っており、ステークホルダーとの相互関係が当社の企業価値の源泉の重要な構成要素となっております。

従いまして、当社はステークホルダーとの信頼関係の構築・強化に努め、社会・環境・経済の全ての面においてバランスの取れた経営を行い、全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たすと同時に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

当社は上場会社であるため、当社に対して投資していただいている株主の皆様には、当社のかかる考えにご賛同いただいたうえで、その意思により当社の経営を当社経営陣に委ねていただいているものと理解しております。かかる理解のもと、当社は、当社の財務および事業の決定を支配する者の在り方についても、最終的には、株主の皆様のご判断によるべきであると考えております。

当社は、独立性を有する社外取締役および社外監査役の意見を尊重したうえで取締役会の意見等を開示し、株主の皆様が検討するために必要な時間と情報の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

## **B. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する取組み**

当社は、多数の投資家の皆様の中・長期的に当社への投資を継続していただくために、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、次の施策を実施しています。

### **(a) 経営戦略による企業価値向上への取組み**

当社事業報告「1. 当社グループの現況 4. 対処すべき課題」に記載のとおりです。

### **(b) コーポレート・ガバナンスの充実・強化による企業価値向上への取組み**

当社グループにおいては、1943年の創立以来、創業の精神である「知を以て開き 和を以て豊に」が、企業文化として脈々と受け継がれています。また、2003年に制定した「国際社会の中で共感する普遍的価値観」および「ステークホルダーに対する基本姿勢」で構成される「企業理念」は、当社グループ全体に浸透されており、この「企業理念」のもと、経営の公正性、透明性、効率性等の経営品質を向上させるという観点からコーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいりました。

## **C. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み**

当社は、上記会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を導入していましたが、本対応策は2020年7月29日開催の当社第94期定時株主総会の終結の時をもって有効期間満了により失効いたしました。

## **D. 不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断の概要**

上記のB. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

## 連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>〔資産の部〕</b>		<b>〔負債の部〕</b>	
<b>流動資産</b>	<b>103,859</b>	<b>流動負債</b>	<b>142,312</b>
現金及び預金	18,130	支払手形及び買掛金	42,032
受取手形、売掛金及び契約資産	56,870	短期借入金	70,927
商品及び製品	13,987	1年内返済予定の長期借入金	492
仕掛品	10,960	未払金	9,698
原材料	7,334	リース債務	1,398
その他の棚卸資産	1,178	未払法人税等	743
未収入金	1,571	賞与引当金	2,530
未収消費税等	3,165	製品保証引当金	4,562
その他の引当金	7,957	構造改革引当金	286
	△17,296	その他	9,641
<b>固定資産</b>	<b>81,774</b>	<b>固定負債</b>	<b>15,194</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>54,072</b>	長期借入金	6,265
建物及び構築物	13,771	リース債務	2,616
機械装置及び運搬具	15,598	繰延税金負債	2,231
工具器具備品	3,658	退職給付に係る負債	1,749
土地	6,439	環境費用引当金	423
リース資産	2,521	その他	1,907
建設仮勘定	12,082	<b>負債合計</b>	<b>157,507</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>1,666</b>	<b>〔純資産の部〕</b>	
その他	1,666	<b>株主資本</b>	<b>14,619</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>26,035</b>	資本	21,741
投資有価証券	23,808	資本剰余金	14,039
退職給付に係る資産	95	利益剰余金	△20,629
繰延税金資産	1,349	自己株式	△532
その他の引当金	3,393	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>12,092</b>
	△2,611	その他有価証券評価差額金	76
		繰延ヘッジ損益	△11
		為替換算調整勘定	10,438
		退職給付に係る調整累計額	1,588
		<b>非支配株主持分</b>	<b>1,414</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>28,126</b>
<b>資産合計</b>	<b>185,633</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>185,633</b>

## 連結損益計算書

( 2025 年 1 月 1 日から  
2025 年 12 月 31 日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	190,875
売上	162,675
販売費	28,200
営業	29,708
営業	1,507
受取	234
受取	33
受取	5,392
受取	862
受取	1,014
営業	7,536
支為	2,330
支為	880
支為	14
支為	1,029
支為	4,254
経	1,774
特	1,774
固	526
固	230
固	1,792
固	165
固	2,715
特	2,715
減	227
減	211
減	2,771
減	29
減	3,240
税	1,249
法	837
法	△349
当	760
非	486
親	274

## 連結株主資本等変動計算書

( 2025 年 1 月 1 日 から  
2025 年 12 月 31 日 まで )

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2025年1月1日 期首残高	21,741	14,039	△20,903	△532	14,345
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			274		274
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	274	△0	274
2025年12月31日 期末残高	21,741	14,039	△20,629	△532	14,619

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その 他有 価証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その 他の 包括 利益 累計 額 合 計		
2025年1月1日 期首残高	75	22	6,484	1,700	8,282	954	23,582
連結会計年度中の変動額							
親会社株主に帰属する当期純利益							274
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	1	△33	3,953	△111	3,809	460	4,269
連結会計年度中の変動額合計	1	△33	3,953	△111	3,809	460	4,544
2025年12月31日 期末残高	76	△11	10,438	1,588	12,092	1,414	28,126

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社 ……………26社

##### 主要な子会社名

SANDEN INTERNATIONAL (U.S.A.),INC.  
SANDEN INTERNATIONAL (EUROPE) GmbH  
SANDEN MANUFACTURING EUROPE S.A.S.  
SANDEN MANUFACTURING POLAND SP. Z O.O.  
SANDEN INTERNATIONAL (SINGAPORE) PTE.LTD.

当連結会計年度において、CHOON TIAN INTERNATIONAL TRADING (SHANGHAI) CO.,LTD. は、清算終了のため連結の範囲から除外しております。

##### 主要な非連結子会社名

サンデンプライムパートナー株式会社

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響がないため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社……………5社

##### 主要な関連会社名

華域三電汽車空調有限公司

当連結会計年度において、瀋陽三電汽車空調有限公司は、清算終了のため連結の範囲から除外しております。

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち、主要な会社はSANPAK ENGINEERING INDUSTRIES(PVT)LTD.であります。持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性が無いため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる決算の連結子会社は次のとおりであり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、その他の連結子会社は、連結決算日と一致しております。

SANDEN VIKAS (INDIA) PRIVATE LIMITED  
 SANDEN VIKAS PRECISION PARTS PRIVATE LIMITED  
 SANDEN INTERNATIONAL PHILIPPINES INC.

(4) 会計方針に関する事項

A. 重要な資産の評価基準および評価方法

(a) 有価証券

その他有価証券

①市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

②市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、実質価額が著しく低下したものについては相当の減額をしております。

(b) デリバティブ

時価法を採用しております。

(c) 棚卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

## B. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### (a) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 2～50年
- ・機械装置及び運搬具 2～14年

また、当社において、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

### (b) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

### (c) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、在外連結子会社については、主に国際財務報告基準に基づき財務諸表を作成しておりますが、IFRS第16号により、リースの借手については、原則としてすべてのリースを連結貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用権資産の減価償却方法は定額法によっております。

## C. 重要な引当金の計上基準

### (a) 貸倒引当金

金銭債権の貸倒による損失に備えるため、当社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

### (b) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度対応額を計上しております。

### (c) 製品保証引当金

製品の販売後の無償サービス費用に充てるため、売上高に対する過年度の発生率による金額の他、個別に発生額を見積もることができる費用につきましては当該金額を計上しております。

- (d) 構造改革引当金
  - 事業構造改革に伴い将来発生する費用に備えるため、その発生見込額を計上しております。
- (e) 環境費用引当金
  - 米国における連結子会社であるTHE VENDO COMPANYの旧工場所在地および近隣地区の土壌および水質汚染に係る費用について、将来の発生見積額に基づき計上しております。
- D. 退職給付に係る会計処理の方法
  - (a) 退職給付見込額の期間帰属方法
    - 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
  - (b) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
    - 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。
    - 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理することとしております。なお、当社については発生年度に一括処理をしております。
- E. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
  - 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
  - なお、在外連結子会社等の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めて計上しております。
- F. のれんの償却に関する事項
  - のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。
- G. グループ通算制度の適用
  - グループ通算制度を適用しております。

## H. 収益及び費用の計上基準

顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す義務を負っております。

製品の国内の販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

製品の海外の販売において、船荷証券の発行日（B/L date）に収益を認識しております。国際貿易に関する取引条件を定義したルールであるインコタームズの条件の主なものは、FOB、CIF、CIPであります。

有償支給取引について、支給品の譲渡に係る収益を認識せず、支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該支給品の消滅を認識しておりません。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針 第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### 自動車機器事業における固定資産の減損

##### A. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結計算書類において、減損損失227百万円を計上しており、当該減損損失計上後の有形及び無形固定資産（以下「固定資産」といいます。）の帳簿価額は55,738百万円となります。このうち、当社のグローバル事業の固定資産に係る金額は、以下のとおりとなります。

	(単位:百万円)
グローバル事業	
帳簿価額	2,712

##### B. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、主に継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎として資産のグルーピングを行っております。固定資産に減損の兆候があると認められる場合、割引前将来キャッシュ・フローの総額と固定資産の帳簿価額を比較することにより、減損損失の認識の要否を判定する必要があります。減損損失の認識が必要と判定された場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額が減損損失として認識されます。なお、当社では、日本基準を適用していることから、固定資産に減損の兆候があると認められる場合には、回収可能価額の算定及び帳簿価額との比較が必要となります。

当連結会計年度においては、米国の関税政策の影響、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化や中東情勢の緊迫化による地政学リスク等の先行きは、依然として不透明で予断を許さない状況が続いており、欧州及び中国経済の減速傾向が顕在化する等、地政学リスクや各国の政策動向により先行きは依然として不透明な状況が続いております。従って、世界的な原材料価格の高騰、円安等の為替変動が継続している影響もあり、当社において、主要資産について投資回収の見通しに不確実性が生じ、減損の兆候が認められたことから、残存耐用年数での投資回収が見込まれないグローバル事業の固定資産について、正味売却価額により帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

正味売却価額は、採用する評価手法及びその前提となる数値情報等の選択に高度な専門的知識を要するため、主に不動産鑑定士による鑑定評価額に基づき評価しておりますが、市場環境や前提条件の変動の影響を受けるため、これらが当初の前提と異なる場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において固定資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

##### (1) 担保に供している資産

建物及び構築物	1,299百万円
機械装置	2,054百万円
商品及び製品、仕掛品、原材料	4,391百万円
土地	2,086百万円
受取手形、売掛金及び契約資産	3,872百万円
投資有価証券	22,862百万円
その他	1,042百万円
計	37,610百万円

上記の資産は、短期借入金2,083百万円及び1年内返済予定の長期借入金404百万円、長期借入金1,281百万円の担保に供しております。

##### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

191,986百万円

(注) 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

##### (3) 偶発債務

債権流動化に伴う買戻義務 744百万円

#### 5. 連結損益計算書に関する注記

##### 構造改革引当金戻入額

中国やアジアの拠点において、製品ライフサイクルや販売数量に応じたグローバル生産シェアリング及び部品調達の集約による市場競争力向上や拠点再編及びそれらに伴う人員削減といった施策による最適人員体制の構築に基づく構造改革引当金に関して、構造改革に関する施策の見直しを行った結果、引当額1,792百万円の構造改革引当金戻入額として計上しております。

##### 構造改革費用

日本及び欧州における人材構造改革に伴う希望退職者募集の実施により発生する特別退職金等2,771百万円を、構造改革費用として計上しております。

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	111,693,313株	一株	一株	111,693,313株

### (2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	243,577株	256株	一株	243,833株

(注) 1.普通株式の自己株式の株式数につきましては、「役員報酬B I P 信託」が保有する当社株式（当連結会計年度期首123千株、当連結会計年度末123千株）を含めて記載しております。

2.普通株式の自己株式数の増加0千株は単元未満株式の買取りによる増加であります。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### A. 配当金支払額

該当事項はありません。

#### B. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### A. 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画を基に作成した中期資金計画に照らし、必要な長期資金（主に銀行借入や社債発行等）を調達し、短期的な運転資金を銀行借入等により調達しております。

一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

## B. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されておりま  
す。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに  
晒されておりますが、同じ外貨建ての買掛金の残高の範囲内にあるものを除き、原則とし  
て先物為替予約を利用してヘッジいたします。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格  
の変動リスクに晒されておりますが、保有縮減により、上場株式は1銘柄であり、リスク  
は限定的であります。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日でありま  
す。一部外貨建ての営業債務については、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ  
外貨建ての売掛金の残高の範囲内にあるものを除き、先物為替予約を利用してヘッジいた  
します。

長期借入金、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金  
調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後7年であります。これらのほとん  
どは、固定金利のため金利の変動リスクはありません。変動金利条件の債務は、金利の変  
動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジ  
いたします。

## C. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等  
を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「(2)金融商品の時価  
等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体  
がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券 (*2)	350	350	—
資産計	350	350	—
(1) リース債務 (流動負債)	1,398	1,400	1
(2) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	6,757	6,725	△32
(3) リース債務 (固定負債)	2,616	2,624	7
負債計	10,773	10,750	△23
デリバティブ取引 (*3)	△18	△18	—

(\*1) 現金及び預金、受取手形、売掛金及び契約資産、未収入金、未収消費税等、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2) 市場価格のない株式等は、(1)投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	191

(\*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で表示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

A. 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区 分	時価 (百万円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
株式	350	—	—	350
資産計	350	—	—	350
デリバティブ取引				
通貨関連	—	18	—	18
負債計	—	18	—	18

B. 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区 分	時価 (百万円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
リース債務 (流動負債)	—	1,400	—	1,400
長期借入金 (1年以内返済予定の長期借入金を含む)	—	6,725	—	6,725
リース債務 (固定負債)	—	2,624	—	2,624
負債計	—	10,750	—	10,750

注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、群馬県において、賃貸用の不動産（土地を含む）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	連結決算日における時価
3,118	3,448

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 時価の算定方法

主として不動産鑑定士による鑑定評価額に基づく金額であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	239円68銭
(2) 1株当たり当期純利益	2円46銭

(注) 「役員報酬BIP信託」として保有する当社株式を1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。  
 なお、当該信託として保有する当社株式の期中平均株式数は、当連結会計年度123千株であります。期末株式数は、当連結会計年度123千株であります。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの売上高は、顧客との契約から認識された収益であり、主たる地域市場別に分解した場合の内訳は、以下のとおりであります。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

(単位：百万円)

自動車機器事業

日本	12,145
欧州	61,559
米州	27,948
アジア	89,222
顧客との契約から生じる収益	190,875

(2) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

当連結会計年度末  
(2025年12月31日)

顧客との契約から生じた債権及び契約資産	56,870
---------------------	--------

(注) 契約資産は、金額的重要性が低いため顧客との契約から生じた債権と合わせて表示しており、契約負債は、金額的重要性が低いため記載を省略しております。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループ（当社及び連結子会社）は、国内外での受注状況、最近の販売実績及び販売見込等の情報を基礎として、見込生産を行っているため、残存履行義務に配分した取引価格に重要性はありません。

1 1. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>25,074</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>85,760</b>
現金及び預金	1,736	電子記録債権	8,248
売掛金	12,425	短期借入金	4,903
商品及び製品	1,699	リース負債	60,855
仕掛品	833	未払金	566
貯蔵品	3,601	未払費用	5,092
未収入金	190	製品保証引当金	1,297
前払費用	1,636	賞与引当金	3,152
関係会社短期貸付金	739	その他	1,232
貸倒引当金	2,989	<b>固 定 負 債</b>	<b>410</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>77,043</b>	長期借入金	<b>7,880</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>13,542</b>	リース負債	4,331
建物	5,477	繰延税金負債	814
構築物	521	関係会社事業損失引当金	761
機械及び装置	815	その他	1,944
車両運搬具	0		28
工具器具備品	798	<b>負 債 合 計</b>	<b>93,640</b>
土地	5,031	<b>〔純資産の部〕</b>	
リース資産	3	株 主 資 本	<b>8,412</b>
建設仮勘定	894	資 本 金	21,741
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>198</b>	資 本 剰 余 金	15,158
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>63,302</b>	資 本 準 備 金	15,158
投資有価証券	542	利 益 剰 余 金	△28,144
関係会社株式	44,820	その他利益剰余金	△28,144
関係会社出資金	13,493	繰越利益剰余金	△28,144
関係会社長期貸付金	4,265	自 己 株 式	△342
前払年金費用	95	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>65</b>
その他	137	その他有価証券評価差額金	65
貸倒引当金	△51	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>8,477</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>102,118</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>102,118</b>

## 損益計算書

( 2025 年 1 月 1 日から  
2025 年 12 月 31 日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	59,476
売上原価	52,134
売上総利益	7,342
販売費及び一般管理費	11,799
営業損	4,457
営業外損	892
受取利息	5,248
受取配当	764
受取雑収入	180
営業外費用	7,085
支払利息	1,510
租税	154
為替差損	921
貸倒引当金繰入	233
雑経損	695
特別利益	3,514
固定資産売却益	886
貸倒引当金の戻入	510
その他	1,531
	499
特別損失	2,540
減損	217
構造改良費	1,846
その他	78
税引前当期純損	2,141
法人税、住民税及び事業税	487
法人税等調整額	469
当期純損	15
	972

## 株主資本等変動計算書

( 2025年1月1日から  
2025年12月31日まで )

(単位：百万円)

	株 主 資 本						株主資本計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2025年1月1日 期首残高	21,741	15,158	15,158	△27,172	△27,172	△342	9,384
事業年度中の変動額							
当期純損失				△972	△972		△972
自己株式の取得						△0	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)							
事業年度中の変動額合計	－	－	－	△972	△972	△0	△972
2025年12月31日 期末残高	21,741	15,158	15,158	△28,144	△28,144	△342	8,412

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額	評価・換算 差額等合計	
2025年1月1日 期首残高	65	65	9,450
事業年度中の変動額			
当期純損失			△972
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	△0	△0	△0
事業年度中の変動額合計	△0	△0	△972
2025年12月31日 期末残高	65	65	8,477

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

##### A. 子会社および関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### B. その他有価証券

##### (a) 市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

##### (b) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、実質価額が著しく低下したものについては相当の減額をしております。

#### (2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

#### (3) デリバティブの評価基準および評価方法

時価法を採用しております。

#### (4) 固定資産の減価償却の方法

##### A. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 2～50年
- ・機械装置及び運搬具 2～14年

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については3年間で均等償却する方法を採用しております。

##### B. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

C. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 引当金の計上基準

A. 貸倒引当金

金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

B. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度対応額を計上しております。

C. 退職給付引当金

年金受給者分の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、年金資産の額が退職給付債務の額を超過している場合には「前払年金費用」として計上しております。

D. 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社に対する出資金額及び貸付金等の債権金額に係る損失負担見込額を超えて当社が負担することが見込まれる額を計上しております。

E. 製品保証引当金

製品の販売後の無償サービス費用に充てるため、売上高に対する過年度の発生率による金額の他、個別に発生額を見積もることができる費用につきましては当該金額を計上しております。

(6) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(8) 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す義務を負っております。

製品の国内の販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

有償支給取引について、支給品の譲渡に係る収益を認識せず、支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該支給品の消滅を認識しておりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

〔法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準〕等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

自動車機器事業における固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の計算書類において、減損損失217百万円を計上しており、当該減損損失計上後の有形及び無形固定資産(以下「固定資産」といいます。)の帳簿価額は13,741百万円となります。このうち、当社のグローバル事業の固定資産に係る金額は、以下のとおりとなります。

(単位：百万円)

グローバル事業

帳簿価額	2,712
------	-------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、主に継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎として資産のグルーピングを行っております。固定資産に減損の兆候があると認められる場合、割引前将来キャッシュ・フローの総額と固定資産の帳簿価額を比較することにより、減損損失の認識の要否を判定する必要があります。減損損失の認識が必要と判定された場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額が減損損失として認識されます。なお、当社では、日本基準を採用していることから、固定資産に減損の兆候があると認められる場合には、回収可能価額の算定及び帳簿価額との比較が必要となります。

当事業年度においては、米国の関税政策の影響、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化や中東情勢の緊迫化による地政学リスク等の先行きは、依然として不透明で予断を許さない状況が続いており、欧州及び中国経済の減速傾向が顕在化する等、地政学リスクや各国の政策動向により先行きは依然として不透明な状況が続いております。従って、世界的な原材料価格の高騰、円安等の為替変動が継続している影響もあり、主要資産について投資回収の見通しに不確実性が生じ、減損の兆候が認められたことから、残存耐用年数での投資回収が見込まれないグローバル事業の固定資産について、正味売却価額により帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

正味売却価額は、採用する評価手法及びその前提となる数値情報等の選択に高度な専門的知識を要するため、主に不動産鑑定士による鑑定評価額に基づき評価しておりますが、市場環境や前提条件の変動の影響を受けるため、これらが当初の前提と異なる場合には、翌事業年度の計算書類において固定資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額		70,167百万円
(注) 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。		
(2) 関係会社に対する金銭債権及び債務 (区分表示しているものを除く)		
	短期金銭債権額	12,261百万円
	短期金銭債務額	8,249百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	売上高	46,619百万円
	営業費用	7,046百万円
	営業取引以外の取引高	1,208百万円
(2) 貸倒引当金戻入額		
当社の一部の連結子会社に対する損失に備えるために計上しておりました関係会社に対する貸倒引当金に関しまして、連結子会社に対する増資等を行ったことにより、1,531百万円の貸倒引当金戻入額を計上しております。		
(3) 構造改革費用		
人材構造改革に伴う希望退職者募集の実施により発生する特別退職金等1,846百万円を、構造改革費用として計上しております。		

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	243,577株	256株	－株	243,833株

(注) 1.普通株式の自己株式の株式数につきましては、「役員報酬B I P信託」が保有する当社株式 (当事業年度期首123千株、当事業年度末123千株) を含めて記載しております。

2.普通株式の自己株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、貸倒引当金繰入限度超過額等及び評価性引当額の計上であり、繰延税金負債の発生の主な原因は事業再生に関する税務調整額であります。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社等

種類	会社等の名称	資本金 又は 出資金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	科龍発展 有限公司	10百万 香港ドル	家電製品、 通信機器、 情報機器の 電子機器の 開発・製造・販売	被所有 間接 (73.2)	資金の借入 役員の兼任	借入の実行	3,000	短期 借入金	1,500
						借入の返済	3,000		
						利息の支払	27	未払利息	20
親会社	海信家電集団股份 有限公司	13億 人民幣元	開発、 冷蔵庫等の家電製造、 家電製造、 製品の国内と海外販売及び アフターサービス、 自社製品輸送	被所有 間接 (73.2)	債務被保証 資産の担保提供 役員の兼任	債務の被保証	56,217	-	-
						支払保証料	192	その他 流動資産	32

- (注) 1. 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。返済条件は期間1年の一括返済であります。
2. 債務の被保証に関して、当社の土地及び関係会社出資金の一部を担保として提供しております。

(2) 子会社等

種 類	会社等の名称	資本金 又は 出資金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	SANDEN INTERNATIONAL (EUROPE) GmbH	100千 ユーロ	自動車機器事業	100.0	自動車機器の 販 売	借入の実行	1,925	短 期 借 入 金	1,105
						借入の返済	953		
						利息の支払	57	未払利息	31
						製品の販売	9,279	売掛金	1,545
子会社	SANDEN MANUFACTURING EUROPE S.A.S.	29,209千 ユーロ	自動車機器事業	100.0	欧州地区における 自動車機器の製造販売	貸付金の 実 行	533	関係会社 長 期 貸 付 金	3,778
						金利の 受 取	113		
子会社	SANDEN MANUFACTURING POLAND SP.Z O.O.	152,000千 PLN	自動車機器事業	100.0	欧州地区における 自動車機器の製造販売	製品の販売	9,141	売掛金	2,021
子会社	SANDEN INTERNATIONAL (U.S.A.),INC.	18百万 米ドル	自動車機器事業	100.0	米国地区における 自動車機器の製造販売	製品の販売	7,264	売掛金	1,459
						増資の引受	6,265	-	-
子会社	SANDEN VIKAS (INDIA) PRIVATE LIMITED	296百万 インド ルピー	自動車機器事業	50.0	自動車機器の 製 造 販 売 役 員 の 兼 任	製品の販売	2,501	売掛金	1,008

種類	会社等の名称	資本金 又は 出資金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	SANDEN INTERNATIONAL PHILIPPINES INC.	3,138千 米ドル	自動車機器事業	100.0	自動車機器の 製造販売の 兼任役員	金の受 取	88	関係会社 短期貸付金	1,744
子会社	SANDEN AUTOMOTIVE SYSTEMS (SINGAPORE) PTE.LTD.	9,625千 シンガポール ドル	自動車機器事業	100.0	製品 アフターサービス の兼任役員	借入の 行 借入の 返済	1,825 1,968	短期 借入金	1,078
						利息の 払	9	未 払 利息	1
						受取配当金	4,362	-	-
関連会社	華域三電汽車 空調有限公司	834百万 人民元	自動車機器事業	43.0	自動車機器の 製造販売の 兼任役員	製品の販売	11,016	売掛金	3,251
						アフターサービス費	600	その他 未払金	2,358

(注) 1. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

(A)資金の貸付・借入の利率については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

(B)製品の販売において、船荷証券の発行日 (B/L date) に収益を認識しております。国際貿易に関する取引条件を定義したルールであるインコタームズの条件の主なものは、FOB、CIF、CIPであります。

(C)SANDEN INTERNATIONAL PHILIPPINES INC.に対する関係会社短期貸付金に対して、貸倒引当金1,299百万円を計上しております。当事業年度において、貸倒引当金繰入額75百万円を計上しております。

(3) その他の関係会社の関連会社

種類	会社等の名称	資本金 又は 出資金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社の 関連会社	海信集団財務 有限公司	13億 人民幣	企業マネジメント、 ビジネスアドバイザー、 金融事業	—	—	借入の実行	10,814	短期 借入金	—
						借入の返済	20,471		
						利息の支払	634	未払利息	—
その他の 関係会社の 関連会社	海信国際營銷(香港) 欧洲投資有限公司	20百万 香港ドル	輸出入貿易	—	資金の借入	借入の実行	956	長期 借入金	4,331
						利息の支払	47		

(注) 1. 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。長期借入金  
の返済条件は、期間3年の一括返済であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	76円07銭
(2) 1株当たり当期純損失	8円72銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年2月25日

サンデン株式会社  
取締役会 御中

Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員 公認会計士 大矢 昇 太  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 後藤 正 尚  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サンデン株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンデン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

**連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

**連結計算書類の監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

**利害関係**

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月25日

サンデン株式会社

取締役会 御中

Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大矢 昇 太  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 後藤 正 尚

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サンデン株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第100期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担、監査計画並びに重点監査項目等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担、2025年度の監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、Forvis Mazars Japan有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容についても、指摘すべき事項は認められません。しかしながら取締役の職務の執行については、当社が有価証券報告書他にて開示している『取締役の報酬の決定にあたって、その決定のプロセスの透明性と内容の客観性を確保する』には、任意で設置している指名・報酬委員会の審議がまだ不十分であり、取締役会の実効性に関して、より一層の改善を図るよう取締役会に対して求めました。

- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- ⑤ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
 会計監査人Forvis Mazars Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
 会計監査人Forvis Mazars Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、当社は開示済みのコーポレート・ガバナンス報告書でも記載の通り、現在、CGコードの原則4-11/ 補充原則4-11  
 ③ 「取締役会の実効性評価」を行っておりません。私たち監査役は、本報告2-①-③に記載した『指名・報酬委員会の審議が不十分という問題』を指摘した件と合わせて、取締役会の実効性の改善の取り組みが確実に行われるか、また株主の期待に込んでいるかを引き続き注視してまいります。

2026年2月25日

サンデン株式会社 監査役会

常勤監査役	金子	昭一	Ⓔ
監査役	孫	佳慧	Ⓔ
社外監査役	井村	正彦	Ⓔ
社外監査役	遠山	高英	Ⓔ

以上

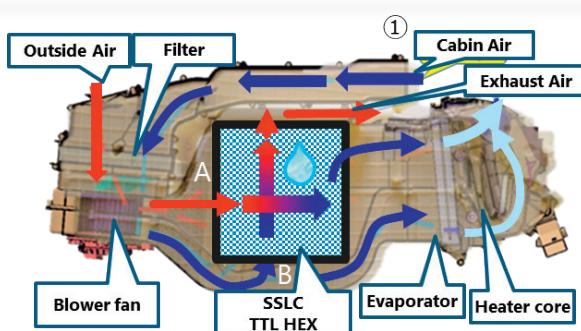
## 01 潜熱顕熱分離空調によるカーエアコンの省エネ技術が「グリーンイノベーション補助金」に採択

当社の「潜熱顕熱分離空調によるカーエアコンの効率改善」事業が、群馬県の「令和7年度グリーンイノベーション補助金」に採択されました。

車の空調時に発生する熱の負担を約30%軽くしながら、電力の節約と湿度の調整を同時に実現できる点が特長で、圧縮機の電力を年間で平均約20%削減できる見込みです。快適性を保ちつつ、脱炭素社会の実現に貢献できる技術として評価され、今回の採択に至りました。

当社は、車内空気の流れをコントロールする「HVAC(空調システム)」に、「SSLC※(顕熱・潜熱分離型空調システム)」という新しい方式を導入しています。

従来のカーエアコンでは、温度と湿度を同時に処理するため、余分なエネルギーが必要でした。SSLCでは、必要に応じて湿度だけを調整できるため、空調効率が大幅に向上します。これにより、省エネと快適な車内環境の両立が可能になります。



※SSLC=Sensible and Latent heat Separation Climate control system

## 02 新製品「フレグランスシステム」の商標獲得

「フレグランスシステム」は、車室内の空調と香りを連動させることで、従来の“温度・湿度調整”を中心とした空調体験に、感性価値を付加する次世代コンフォートソリューションです。モビリティの快適性が高度化する中、差別化領域として急速に注目が高まっているカテゴリーであり、当社の空調技術との親和性も高い製品です。

当社は今後も、モビリティ社会の快適性に貢献する技術開発に取り組み、システムソリューションサプライヤーへの転換を加速し、コーポレートスローガンである『INNOVATING COMFORT』のもと、「モビリティ、人、地球」が調和する“快適解”の創出を目指してまいります。



フレグランスシステム イメージ

# 03

## 電気自動車17時間耐久レースでクラス上位入賞を果たす ～自然冷媒対応ITMSで、電動車両の高効率熱制御技術を実証～

当社の欧州拠点Sanden International Europe (SIE) は、高効率な熱マネジメント技術の実証と実走行データの取得を目的として、2025年10月、ドイツ・ホッケンハイムリンクで開催された電気自動車 (BEV) 耐久レース「ADAC e-competition」に参加しました。



本大会は単なるスピードではなく、充電効率・エネルギーマネジメント・制御精度などを総合的に競う17時間の耐久レースで、主要自動車メーカーを含む33チームが参加しました。サンデンチームは、自然冷媒R290とR744を搭載したBMW iX1車両2台でクラスBに参戦し好成績を収めました。

# 04

## 高い品質と顧客との信頼関係構築により品質賞を受賞

2023年を品質元年とし3年目を迎えた2025年に、重要顧客より様々な品質賞を受賞しました。顧客第一、品質第一を徹底し今後も一層の品質向上に取り組むとともに、自動車の安全性・信頼性向上に寄与し、安定した製品供給を継続してまいります。

各受賞トロフィー



# 05

## 大手欧州商用車メーカーと共同イベントを開催

サンデンの欧州法人であるSanden International (Europe) GmbH (以下、SIE) は、2025年10月にオランダ・アイントホーフェンにて大手欧州商用車メーカーと共同で「Tech Day」を開催しました。

本イベントはSIEが主催し、乗用車・商用車向けのHVAC製品をはじめとする最新技術の紹介や実演を通じて、購買・技術部門の関係者に当社の取り組みについてより理解いただくことと、更なる信頼関係の構築を目的に開催しました。

## 持続可能な社会の実現に向けて

当社グループが提唱する目指すべき姿「環境と快適が調和する豊かな社会の実現のために、時代を切り拓き続け、全ての人々から信頼される企業になる」に基づいた重点分野の抽出を行い、持続可能な社会の実現につながる企業活動を目指し、株主・投資家などのステークホルダーと協働の取り組みを進めていきます。

## 公益財団法人都市緑化機構からSEGES[緑の殿堂]認定を更新

公益財団法人都市緑化機構が運営するSEGES（シージェス：社会・環境貢献緑地評価システム）「そだてる緑」シリーズにおいて、当社グループは在来種と生態系の保全、モニタリング調査の効率化・適正化を図る指標種調査の学術的価値に加え、質・量とも高水準の企業緑地として先進的かつ継続的に取り組む点が評価され、最高位となる「緑の殿堂」認定を更新いたしました。



## 気候変動への対応

フランス工場では、再エネルギー由来の合成ガス（メタネーションガス）の導入割合拡大に加え、製造拠点への太陽光パネル設置やグリーンエネルギー証書の活用を進め、自社製造工程におけるCO<sub>2</sub>排出量の削減を図りました。また、Sanden International Europe (SIE) は欧州の脱炭素化サミットで当社グループの脱炭素化の取り組みを紹介し、さらに群馬県主催「令和7年度 ぐんま脱炭素支援サービス キックオフセミナー」においてサプライヤー支援事例を発表するなど、当社グループの活動は外部から一定の評価を受けました。



## サステナビリティ推進に関する取り組み

当社グループは、持続可能な企業運営の実現に向けサステナビリティ体制の強化を進めており、当該体制を総括するサステナビリティ委員会が、グループ全体の取り組みを統括し、方針策定および管理体制の整備を推進しています。また、社内グローバル拠点・Tier1サプライヤーを対象としたCSRセルフチェックおよびデューデリジェンスを実施し、責任ある調達を推進しています。加えて、人権方針の改訂・調達方針の開示や国連Global Compactへの参加を通じ、人権尊重の取り組みを一層強化しております。

## 株式についてのご案内

STOCK GUIDANCE

**事業年度** 毎年1月1日から12月31日まで

**定時株主総会** 毎年3月開催

**基準日** 定時株主総会 毎年12月31日  
期末配当金 毎年12月31日  
中間配当金 毎年6月30日  
そのほか必要があるときは、  
あらかじめ公告して定めた日

**上場証券取引所** 東京証券取引所

**単元株式数** 100株

**公告方法** 当社のホームページ  
(<https://www.sanden.co.jp>) に掲載する。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、東京都において発行する日本経済新聞および前橋市において発行する上毛新聞に掲載する。

**株主名簿管理人  
および特別口座の  
口座管理機関** 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
三井住友信託銀行株式会社

**株主名簿管理人  
事務取扱場所  
(郵便物送付先)** 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
〒168-0063

東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

**(電話照会先)** ☎ 0120-782-031

**(インターネット)  
ホームページURL** <https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/>

### 【株式に関する住所変更等のお届けおよびご照会について】

証券会社の口座をご利用の場合は、上記の三井住友信託銀行株式会社ではお手続きができませんので、取引証券会社へご照会ください。

証券会社の口座のご利用がない株主様は、上記電話照会先までご連絡ください。

### 【特別口座について】

株券電子化前に「ほふり」(株式会社証券保管振替機構)を利用されていなかった株主様には、株主名簿管理人である上記の三井住友信託銀行株式会社に口座(特別口座といえます。)を開設しております。特別口座についてのご照会および住所変更等のお届出は、上記の電話照会先にお願いたします。

## ホームページのご案内

当社ウェブサイトを2024年にリニューアルいたしました。最新情報を随時更新しておりますので、是非ご覧ください。

<https://www.sanden.co.jp/>



# 株主総会会場 のご案内

## 日時

2026年  
3月31日火曜日 午前10時  
(受付開始：午前9時30分)

## 会場

埼玉県本庄市沼和田961番地  
サンデン  
コミュニケーションプラザ  
電話 0495-23-1211

## 交通案内

- 電車でお越しの方は、  
JR本庄駅北口より、  
無料送迎車を運行しております。  
・本庄駅北口 9時20分発  
※係員のご案内いたします。
- 車でお越しの方は、  
関越自動車道  
本庄児玉インターチェンジ  
より約15分  
※収容台数に限りがありますので、  
なるべく公共交通機関および上記  
無料送迎車をご利用ください。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。